

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年9月10日（水）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|----------|------|---------|
| 委員長 | 久木田 大和 君 | 副委員長 | 川窪 幸治 君 |
| 委員 | 野村 和人 君 | 委員 | 藤田 直仁 君 |
| 委員 | 塩井川 公子 君 | 委員 | 松枝 正浩 君 |
| 委員 | 木野田 誠 君 | 委員 | 前島 広紀 君 |
| 委員 | 有村 隆志 君 | 委員 | 池田 綱雄 君 |
| 委員 | 前川原 正人 君 | | |

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

松下 太葵 君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

| | | | |
|-------------------------|----------|-------------------|----------|
| 総務部長 | 石神 幸裕 君 | 総務課長 | 宮田 久志 君 |
| 財政課長 | 末増 あおい 君 | 財政課主幹 | 内村 光孝 君 |
| 総務課主幹 | 小島 崇 君 | | |
| 企画部長 | 藤崎 勝清 君 | 企画政策課長 | 野村 博昭 君 |
| 地域政策課長 | 森山 勇樹 君 | 企画政策課主幹 | 瀧間 宏 君 |
| 地域政策課主幹 | 鬼塚 友弘 君 | 企画政策課企画政策GSL | 山中 広行 君 |
| 地域政策課企画政策G主任主事 | 永田 蓮 君 | 地域政策課地球温暖化対策G主任主事 | 宇田 玲奈 君 |
| 市民環境部長 | 末松 正純 君 | 市民活動推進課長 | 吉永 利行 君 |
| 環境衛生課長 | 四本 久 君 | 市民活動推進課主幹 | 金丸 哲朗 君 |
| 市民活動推進課主幹 | 原田 美朗 君 | 市民活動推進課共生協働推進GSL | 竹澤 まどか 君 |
| 環境衛生課衛生施設G長 | 塩満 慶太 君 | 環境衛生課衛生施設GSL | 濱田 賢 君 |
| 市民活動推進課市民環境政策・国際交流G主任主事 | 姫野 貴之 君 | | |
| 保健福祉部長 | 野崎 勇一 君 | 保健福祉政策課長 | 種子島 進矢 君 |
| 子育て支援課長 | 村岡 新一 君 | 長寿介護課長 | 富田 正人 君 |
| 障害福祉課長 | 富吉 有香 君 | 健康増進課長 | 鮫島 真奈美 君 |
| 子育て支援課主幹 | 米元 利貴 君 | 子育て支援課主幹 | 中村 真貴子 君 |
| 長寿介護課主幹 | 田口 寿隆 君 | 障害福祉課主幹 | 富永 良 君 |
| 健康増進課主幹 | 赤水 聰 君 | 保健福祉政策課政策G長 | 安田 一騎 君 |
| 長寿介護課介護給付G主任主事 | 窪田 宗摩 君 | | |
| 農林水産部長 | 寶徳 太 君 | 農政畜産課長 | 有村 浩 君 |
| 農政畜産課主幹 | 唐鎌 賢一郎 君 | 農政畜産課主幹 | 宮原 博和 君 |
| 農政畜産課主幹 | 久米村 博文 君 | | |
| 商工観光部長 | 立野 博 君 | 商工振興課長 | 肥後 克典 君 |
| 商工振興課特任課長 | 山口 留美子 君 | 商工振興課主幹 | 川野 洋也 君 |
| 建設部長 | 三島 由起博 君 | 建設政策課長 | 丸山 省吾 君 |
| 土木課長 | 笛田 純一 君 | 建設政策課主幹 | 中村 光秀 君 |
| 土木課主幹 | 臼井 健二 君 | 土木課主幹 | 徳重 和博 君 |
| 建設政策課政策G主任技師 | 戸越 誠也 君 | 土木課道路整備第2GSL | 園田 宣仁 君 |
| 消防局長 | 川崎 敏朗 君 | 警防課長 | 福元 和博 君 |

| | | | |
|------------------|---------|------------------|---------|
| 情報指令課課長 | 小野池 章君 | 消防本部総務課経理係長 | 田中 智絵君 |
| 警防課課長補佐 | 日原 秀頤君 | 警防課消防団係長 | 鳥丸 一作君 |
| 警防課消防団係主査 | 林 憲一君 | | |
| 教育部長 | 上小園 拓也君 | 教育総務課長 | 林元 義文君 |
| 学校教育課長 | 山口 良二君 | 学校給食課長 | 柳田 謙一郎君 |
| 社会教育課長 | 久木田 勇君 | 国分中央高等学校事務長 | 山下 美保君 |
| 教育総務課主幹 | 迫 則男君 | 学校教育課課長補佐 | 寺田 繁樹君 |
| 学校教育課課長補佐 | 二宮 紀仁君 | 社会教育課課長補佐 | 東 和美君 |
| 学校給食課主幹 | 塩川 辰史君 | 学校給食課主幹 | 住吉 一郎君 |
| 社会教育課主幹 | 井上 寛昭君 | 国分中央高等学校主幹 | 岩田 友美君 |
| 学校教育課教育DX推進室指導主任 | 川内 孝君 | 学校教育課教育DX推進室主任主任 | 加治屋 佑樹君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 脇 伸宏君 | 選挙管理委員会事務局主幹 | 猪俣 利博君 |
| 上下水道部長 | 秋窪 達郎君 | 上下水道総務課長 | 川畑 信司君 |
| 水道工務課長 | 養田 健君 | 上下水道総務課主幹 | 藏原 寛久君 |
| 水道工務課主幹 | 深水 孝志君 | 水道工務課主幹 | 岩元 陽一君 |
| 水道工務課主幹 | 渡部 司君 | 水道工務課主幹 | 清藤 明夫君 |
| 水道工務課工務第1GSL | 崎山 康仁君 | 水道工務課工務第2GSL | 岩城 宣丈君 |
| 上下水道総務課政策G主査 | 山下 より子君 | 上下水道総務課政策G主任主任 | 小山下 唯紀君 |

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第68号 令和7年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について

議案第69号 令和7年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第70号 令和7年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前9時00分」

○委員長（久木田大和君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る9月2日の本会議で付託されました補正予算関係議案3件の審査を行います。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

△ 議案第68号 令和7年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（久木田大和君）

議案第68号、令和7年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について、総括の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（石神幸裕君）

議案第68号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第5号）についての総括をご説明申し上げます。今回の補正予算は、物価高騰等緊急対応策第3弾に要する経費や、定額減税補足給付金給付事業不足額給付に要する経費のほか、令和6年度決算等に基づく国・県への償還金や、地方自治法の規定に基づく令和6年度決算剰余の積立てを主なものとしています。歳入につきましては、特定財源としまして、国県支出金、市債等を、一般財源としまして、国・県からの過年度分の追加交付金、繰越金等を計上しています。その結果、歳入歳出それぞれ21億9,704万8,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ923億358万1,000円としようとするほか、第2表で繰越明許費の追加及び変更を、第3表で地方債の変更を行おうとするものです。次に、総務部の関係につきまして、

ご説明をいたします。歳入につきましては、繰越金に所要の額を計上しようとするものです。歳出につきましては総務費で、総括でも申し上げました財政調整基金への積立金、及び法人市民税の還付金等に要する経費を計上しようとするものです。詳細につきましては、引き続き、関係課長がご説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○財政課長（末増あおい君）

補正予算（第5号）に係る財政課所管の予算について、ご説明いたします。令和7年度一般会計補正予算（第5号）に関する説明書の25、26ページをお開きください。（款）21、（項）1、（目）1、（節）1 繰越金の18億4,489万3,000円の増額は、決算剰余金の一部を、予算編成を行うための一般財源として計上するものです。歳出につきましては、補正予算説明資料の1ページをお開きください。（目）財産管理費の基金管理事務において、15億4,900万円を計上しています。これは、財政調整基金への積立金であり、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき令和6年度の決算剰余の2分の1を下回らない額を積み立てるものです。以上で、説明を終わります。

○収納課長（中村和仁君）

一般会計補正予算（第5号）に係る収納課所管の予算について、ご説明いたします。一般会計補正予算（第5号）に関する説明書の35、36ページ、一般会計補正予算（第5号）説明資料の1ページをお開きください。（目）賦課徴収費の収納管理総務管理事務事業において、償還金利子及び割引料1,530万円を計上するものです。この事業は、過年度において既に納付された税について、税額の減額変更などにより過誤納付が発生した場合に、当該還付金及び還付加算金を支出するための予算を計上しています。今回の補正予算は、法人市民税の確定申告に伴う還付に対応する予算が不足すること、また、今後の当事業の執行を勘案し、所要見込額を計上するものです。以上で、収納課に関する説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

説明が終わりました。これから総括及び総務部に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

総括についてお尋ねをいたします。今部長の口述の中ありましたように、国、県からの過年度分の追加交付金があるということで、物価高騰の対策がなされているわけですけれども、個々の細かい質問は各部署にまたいたしますけれども、その中でこの新規事業の中で、それぞれに上がっているこの金額ですね、1台とか、団体とかというのがあるんですけども、これ予算措置をする中での財政課の中での議論ですね。どのような各担当部署から上がってきた中での、どのような議論をもって今回のこの予算措置になったのか説明をお願いしたいと思います。

○財政課長（末増あおい君）

物価高騰の事業についてということでおよろしいですか。予算説明資料の9ページ以降に重点交付金を活用する分ということでおよろしいでしょうか。今回の事業につきましては、物価高騰の影響を受けている事業者等を対象とすることとして予算を計上しているところでして、また今回全国的な課題ともなっている運転所不足に直面しているトラック運送業者や地域公共交通やあるいは介護報酬改定の影響を受けている訪問介護施設事業者などについても、社会的な影響を鑑みて予算計上しているところです。

○委員（松枝正浩君）

それぞれに部署から上がっている金額というのがありますけれども、その金額についての議論というのは担当部署は、積算根拠を持って上げてきていると思うんですけども、その積算根拠に基づく財政課内での議論というのが、どのようなものがあったのか、お示しをしていただきたいと思います。

○財政課長（末増あおい君）

各担当課から上がってきたものにつきまして、これまでの経緯とかを含めまして、内容を精査いたしまして、予算措置をしたところです。

○総務部長（石神幸裕君）

補足なんですけれども、この物価高騰対応重点支援の交付金事業につきましては、企画政策課を中心となりまして、全庁的に俯瞰して、市としてどういったものが適切なのかということを、市長含め、全体的に総括して予算措置をしたところです。

○委員（前川原正人君）

総括の部分でお聴きをしておくことになるんですけども、これまでのいわゆる、専決処分の流れの中もあって、今回5号補正ということになってるわけですけれど、要するに御存じのとおり、ただ地方交付税の前倒し分がございましたよね。こここの部分については補足的にはどのようなそういう流れというふうになってきているという状況なんですか。

○財政課長（末増あおい君）

普通交付税の前倒し交付につきましては、国では普通交付税の繰上げ交付と言うんですけども、災害救助法の適用を受けた団体に申請が認められるものです。これは地方交付税法第16条第2項に、大規模な災害があったこと等の事由により、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参照して総務省令で定めるところにより、特例を設けることができると規定されております。さらに、普通交付税に関する省令の第54条第1項に、大規模な災害による被害を受けた地域の地方団体に対して、当該災害が発生した年度、またその翌年度において、当該年度において交付すべき当該団体に普通交付税の額から既に当該団体に対して交付した額を控除した額の範囲内において繰上げ交付を行うことができるとされています。そして、繰上げ交付を行う地方団体、繰上げ交付の時期及び繰上げ交付を行う際は、大規模な災害による特別な財政上の額等を考慮して総務大臣が定めると規定されているところです。目的は、災害により被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定期の交付時期を繰上げて交付されるものでして、普通交付税は通常は4月、6月、9月、11月に交付されますけれども、今回はこの9月交付額のうちの30%が前倒しで交付されたものです。

○委員（前川原正人君）

私が申し上げたいのは9月の3日の日に交付税措置されてるわけですよね、今課長がおっしゃったように。今回の5号補正の中にも若干は入っているという理解でよろしいんですか、全くゼロなんですか。

○財政課長（末増あおい君）

交付税につきましては今回、9月交付、その前倒し交付などにつきましては、当初予算で125億円見てある中でございますので、今回の財源としては活用しておりません。

○委員（前川原正人君）

もう一つは合併特例債の件なんですけれども、合併特例債も7年度で終わりですよというのが一つの流れといいますか、國の方針なんですけれど、要は6月の第1号補正のときに、部長の口述の中で、利率のいいといいますか、合併特例債のほうに振り替えて、財源を組み替えていくんだということの一つの方針が出されたわけですね。そういう点から見たときに、今回の合併特例債のこの歳入の部分です。予算書の6ページになりますけれど、これはもう今までの議論の中で、合併特例債はマックスで、530億円だよと。もう当時の6月5日時点では、529億円ほどまでもう上がってきたと。そうすると、これはあくまでも合併特例債ですので、事業費とはまた、全く違う議論になっていくんですけど、それから見た場合の今回のこの地方債の補正というのはどのように見ていらっしゃるんですか。

○財政課長（末増あおい君）

前回の6月補正の財源組替えを行った時点におきましては、合併特例債の予算措置の総額につきましては528億9,520万円でした。約529億円だったんですけども、今回の補正で2,180万円予算措置しておりますので、これらを足しますと、529億1,700万円の予算措置になりまして、発行残額といたしましてあと8,300万円ということになります。

○委員（前川原正人君）

合併特例債というのはまだ先がありますので、来年の年度でいったら3月まであるわけですから、その部分についての見込みというのが、これはまた事業によって当然違ってきますので、どのような

感じで流れていくんだろうかという、イメージですね。事業がドーンと出してくればまた違ってきますし、なければないでそのままだし、その辺の見通しというのをどのようにお考えですか。

○財政課長（末増あおい君）

現時点では、今後合併特例債を活用する事業については現時点ではまだ把握しておりませんけれども何か上がってきたら、予算措置をする可能性もあります。

○委員（前川原正人君）

確認の意味でお聴きをしますが、当初、合併特例債 10 年だったわけですよ。これが、様々いろんな要件があって、全国知事会だったり、全国市長会等の要望ということで、ずっと伸びてきたという経緯があるんですけど、これは当初、合併特例債の充当率、これは大体 95% だったと思うんですね。これが途中で変わってきてている部分もあると思うんですが、今回の合併特例債部分の充当率は変更はないんですか。どうなんですか。

○財政課長（末増あおい君）

合併特例債の充当率は当初の 95% から変更ありません。

○委員（有村隆志君）

今回、先ほど部長の口述で予算が 923 億円まできました。これはですね、今回災害があつて、また査定があつて、それが相当、予算にも反映してくるのかなと思われますので、そうすると、今年、来年にかけて、工事が進む中でまた増えるのかなという気がします。この中で、それだけ増えていく中で、今後見通し、次の予算も組まないといけない状況の中で、この予算を 1,000 億円に近い金額というのは果たして、続けられるものか、そこら辺の考え方、今後、予算がこうなってこういうものがあるので、これぐらいにはなるとかそういうものがお分かりでしたらちょっとお示しください。

○財政課長（末増あおい君）

令和 7 年度につきましては、当初予算時点がこれまで大きな事業でありまして、その要因としては、(仮称) 霧島市クリーンセンターの建設がその分が 100 億円程度あったものですから、まず当初予算が大きく膨らんでおりました。これは特殊な事情でありまして、この分が来年度は当然なくなるわけです。そして、災害につきましても、今回予算措置をしている、今回で終わらなくて来年度予算措置をする部分があるかもしれませんけれども、これほどの大きな金額で予算措置をすることはないのかなとは考えておりますので、実際はこの 1,000 億円程度の予算にはなっておりませんけれども、来年度はもうちょっと小さくなってくると思っておりますので、1,000 億円がずっと続くわけではないと考えております。

○委員（有村隆志君）

続かないということですので、地方自治法ではこれも今回この災害があったので、これ以上組んだらいけないという数字はないと思うんですけども、今後、組んでいったときに、何かそういう国からペナルティとかそういうものがあるのかどうか。

○財政課長（末増あおい君）

予算につきましては状況に応じて組んでいくものでございますので、これ以上組んではいけないというようなものはございません。

○委員（木野田誠君）

直接関係ないんですけど、今度の災害があつて、また、補正の 6 号も出てきてるようなんですけども、この災害関係で大体どれぐらいの見込みを持ってらっしゃるか分かってたら教えてください。

○財政課長（末増あおい君）

4 号で専決したときには、もうその時点で分かっているものを挙げてくださいということでその後まだ不足する分が上がってくるのではないかと考えておりました。今度金曜日に提案いたします 6 号正につきまして、おおむね必要な部分は上がっているのかなと考えております。今後、また義援金でありますとか県の義援金などが上がってくるとその分が補正していくことになろうかと思いますけれども、大方のものは災害に関するものは今回上がっているのではないかと考えます。

○委員（前川原正人君）

もう1点お聞きをしておきたいのは財政調整基金の関係ですけれど、今回、予算計上がされておりますけれども、年度末の残高をどれぐらいを想定をしていらっしゃいますか。

○財政課長（末増あおい君）

5号補正を措置した分でよろしいですか、6号入れずに。今現時点での予算に関しますと、令和7年度末見込額を大体49億円と考えております。

○委員（前川原正人君）

今課長がっしゃったように今度は6号補正とか、また様々、財政調整基金のほうの使途については使い勝手がいいといいますか、財源の見込みとして、財源の見込みっていうか、それを活用した事業というのが出てくるわけですけれども、実際、6号補正まで入れたときには幾らぐらいになるのか、また来年の3月の年度末で幾らぐらいを予想をされていらっしゃる。あくまでもこれは予想というか、見込みですので、確定ではないですので、その辺についてはどのようになるのかということをお示しいただけますか。

○財政課長（末増あおい君）

6号補正につきまして、7億円程度の財政調整基金を使うことになりますので、そういたしますと、その時点での7年度末の見込額は約42億2,000万円になります。今後さらにこれを財源として活用することがあったり、余裕があつて積んだりすることがあるかもしれませんけれど、今の時点ではそこが判明しておりませんので、現時点で把握できるのは6号補正後の42億2,000万円です。

○委員（野村和人君）

収納課のほうにお尋ねさせてください。ちょっと無知なもので償還金利子及び割引料という表現で計上されております。この割引料がどういった場合に発生するのか、ちょっと教えていただけないですか。

○収納課長（中村和仁君）

償還金と割引料、これはもう一つのセットとなっておりまして、先ほど口述書のほうで説明いたしましたとおり、法人が中間納付というのがあるんですが、これが税額が中間ですので、見込み納付という形で入ってきます。年度末に確定しますので、その確定分が中間納付分より少なくなった場合ですね、決算を行ったときに中間の分が多い。それに対して、多く含んだ分、多く納付された分を戻しをするというような制度になっております。

○委員（野村和人君）

何か先行納付したから割引とかそういうわけじゃなくて、予定納付した分の還付というような認識でよろしかったですか。

○収納課長（中村和仁君）

議員のおっしゃるおっしゃるとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

今の野村委員の質疑に関連をするんですけれども、今回のこれは予定納付額ということで、それを精算をして、その分納め過ぎたので返すということで理解をするわけですけれど、これは、市内の企業何社が該当になりますか。

○収納課長（中村和仁君）

この補正予算を計上するに当たっての主な法人としては4社です。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで総括及び総務部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時26分」

「再開 午前9時28分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市長公室の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市長公室長（小松弘明君）

議案第68号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち市長公室所管の予算概要について、ご説明します。今回の補正予算は、安心安全課が所管する防災行政無線運営事業の、所要の額を追加するものです。事業の詳細については、担当課長が説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願いします。

○安心安全課長（八ヶ代秋吉君）

安心安全課に関する令和7年度一般会計補正予算（第5号）について、ご説明します。予算書は3ページ、予算に関する説明書は59ページから60ページ、予算説明資料は8ページです。それでは、予算説明資料に基づき説明します。8ページをお開きください。水消防防災行政無線運営事業の390万円の追加補正について、ご説明申し上げます。国において、全国瞬時警報システムいわゆるJアラートの新型システムへの更新が行われることに伴い、本市でも新型受信機への更新を実施する必要が生じたことから、更新に係る所要の額を追加しようとするものです。なお、当該事業費については、緊急防災・減災事業債を活用し、事業費の全額に起債を充当します。以上で安心安全課の説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

今、口述の中でありましたように、国においてこのJアラートの新型システムの更新ということであるわけですけれども、財源が、緊急防災の減災事業債ということでこの起債を使われるわけですけれども、国がなされることなので、補助事業等がこの国からのお金というのがないのかどうかその辺の少し確認をさせてください。

○安心安全課防災グループ長（荒木 誠君）

今、御質問いただきました起債の緊急防災減災事業債につきましてですけれども、こちらのほうが、国のほうから充当率100%、うち交付税措置が70%という形の起債となっておりまして、令和7年度、本年度までの時限的な記載のものとなっております。こちらを活用しまして整備を行うとともにになります。あと、この補助事業につきましては、現在ないという形になっております。

○委員（木野田誠君）

防災行政無線については、市民の方々がうるさいとかどうのこうのというのもあるんですけど、このJアラートについては苦情はないですか。特にJアラートの最初の何ていうんですか、音を聞くと、やはり何か変な感じになるんですけど。

○安心安全課長（八ヶ代秋吉君）

防災行政無線については、議員が言われるとおり、二、三やはり苦情もきます。ただ、Jアラートにつきましては、やはり緊迫した状況ですので、Jアラートが流れたことによって、苦情というのは特に安心安全課のほうには来ていないところです。

○委員（有村隆志君）

ちょっともう、このシステムのことをお聴きをしますけども、委託料ですので、これはこの庁舎にあるやつの受信機1台だけ変えるということでいいですか。

○安心安全課防災グループサブリーダー（鮫島友和君）

こちらの業務委託につきましては、防災行政無線との接続及び機器の購入等を含めた形の委託となっております。説明はこれでよろしいでしょうか。

○委員（有村隆志君）

よく分かつてなかつた。そうすることで、今あちこち建つてゐる防災行政無線スピーカーのやつは触らないよと。ただ、ここの部分だけを触るよということでいいですか。

○安心安全課長（八ヶ代秋吉君）

今、議員が言われますとおり、本庁にある放送卓の隣にJアラートを受信をする機器があります。その機器を今回更新をします。更新するに当たつては様々な設定作業であつたりとか、そういう一連の作業が出てまいりますので、そういうのを含めて、業務委託という形での更新を考えているところです。

○委員（前島広紀君）

関連なんですかけれども、そこだけさわると各公民館にあります機器には影響はないよと。そこは変える必要ないということでしょうか。

○安心安全課長（八ヶ代秋吉君）

その部分につきましては、放送卓と公民館なんかにあるコミュニティ無線ですね、その公の部分の接続ですので、今回、入れ替えようとしている部分はそこに影響ありませんので、特に影響ないと考えております。

○委員（前川原正人君）

先ほどの説明の中で、今回のJアラート関係の委託料ということで財源を緊急防災減災事業債ということで、一つのこれは地方債ですよね。借金になるわけですか、これはハードの面とソフトの面とあるんですけれども、これは、ソフトの面に入るんですか、ハードの面では入っていくんですか。

○安心安全課防災グループ長（荒木 誠君）

今回の事業につきましては、機器の更新ということになりますので、ハードのほうの事業というふうになります。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、ソフトの面での事業債ということも、その状況によっては、機器が充実させるというふうに考えていいけば、そういうような活用も可能だという理解でよろしいですか。

○安心安全課長（八ヶ代秋吉君）

今回の事業につきましては、あくまでも機器の取り替えということでハード的な面での事業債の活用という形になります。それがソフト面に適用されるかというとちょっとメニューにはなかつたと思ひますので、ちょっと難しいと考えております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで市長公室への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前9時36分」

「再 開 午前9時38分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、企画部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（藤崎勝清君）

議案第68号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、企画部所管の予算の概要について、説明いたします。今回の補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当事業として、企画政策課と地域政策課でそれぞれ1件の増額補正をしようとするものです。詳細につきましては、各課長がそれぞれ説明いたしますので、審査賜りますようお願ひいします。

○企画政策課長（野村博昭君）

企画政策課に関する令和7年度一般会計補正予算（第5号）について、説明します。補正予算（第5号）に関する説明書は9～10ページ、33～34ページ、補正予算（第5号）説明資料は10ページです。それでは、補正予算（第5号）説明資料に基づき説明します。10ページをご覧ください。1段目

の（目）定額減税補足給付金給付事業費において、定額減税補足給付金給付事業（不足額給付）として、1億2,030万円の増額を計上しています。内容としましては、令和6年分の確定申告等に伴う算定結果により、給付対象者及び給付総額が当初の見込みを上回り、事業費の不足が見込まれることから増額するものです。なお、参考資料として、調整給付金（不足額給付）に関する概要資料を追加いたしましたのでご確認ください。以上で、説明を終わります。

○地域政策課長（森山勇樹君）

地域政策課関係について説明します。地域政策課関係経費について、一般会計補正予算書（第5号）の3ページ、一般会計補正予算（第5号）に関する説明書の9～10ページ、33～34ページ、一般会計補正予算（第5号）説明資料の9ページ、新規事業等概略図の2ページに記載しています。それでは、歳出補正の内容について、一般会計補正予算（第5号）説明資料に基づき説明します。9ページをご覧ください。1段目の（目）霧島ふるさと元気再生事業費において、エネルギー等価格高騰対策支援事業（地域公共交通）として、448万円の増額を計上しています。内容としましては、エネルギー等価格の高騰の影響を受けているバス・タクシー事業者に対して、燃料油等の負担軽減を図るとともに、事業継続を支援し、移動手段の維持確保を図るもので、特定財源として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金330万円を充当することとしています。次に、一般会計補正予算（第5号）新規事業等概略図に基づき、事業の概要を説明します。2ページをご覧ください。2事業内容につきましては、補助対象を、本市内に事業所のある路線バス・タクシー事業者の10事業者としています。補助要件は、市内で事業を営んでおり、今後も引き続き、市内で事業を継続する意思があることや事業所得を申告していること、令和5年又は令和6年に市税を納付していることとしています。3事業費内訳」につきましては、予算総額448万円のうち447万円が補助金であり、バス事業者に1台あたり2万7,000円、タクシー事業者に1台あたり1万2,000円を補助するもので、保有台数はバスが90台、タクシーが170台を想定しています。4スケジュールにつきましては、本年11月から12月末までを申請期間とし、12月から1月末までを支払い時期としています。以上で、説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正治君）

地域政策課にお尋ねをいたします。今、口述の中でも説明がありましたように、この物価高騰の対応の重点策ということで、バス1台当たり2万7,000円、そしてまたタクシー1万2,000円ということで提示がなされているわけですけれども、この金額の積算根拠ですね、どのような形でこの金額がなされているのか、御提示いただけますか。

○地域政策課長（森山勇樹君）

積算根拠につきましては、現在鹿児島県のほうで、同様の事業としまして、鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金というものを実施しております。この中で県のほうで燃料の高騰額とか1日当たりの平均使用量等からそれぞれの補助対象となる自動車の補助単価を算定しておりますので、市のほうとしましては、同様の金額を使用して積算をして補助単価としているところです。

○委員（松枝正治君）

分かりました。それでは、総括の中でお聴きしたんですけども、企画部の企画政策課のほうが取りまとめをなされているということでございましたので、少しお聴きをしたいと思いますけれども、物価高騰の対策が、企画部だけではなくて、他の部署にもまたがっていて、その取りまとめをなさっているということなんですねけれども、財政課の話では、企画のほうで取りまとめということありましたけれども、他の部署から出てきたものの金額等の先ほど、地域政策課長からもありましたように、根拠が示されたわけですが、その辺の他部署の金額設定についての確認というのは企画政策の中でなされて、当然財政課のほうに出されて、予算計上なされたというような流れでよろしいでしょうか。これ確認になります。

○企画政策課長（野村博昭君）

委員のおっしゃるとおり、各部署に活用できる事業を募りまして、その総事業費をきちんと精査をしまして、その中で充当率とかも考えて財政課のほうに示しております。

○委員（松枝正治君）

分かりました。精査をなされたということなので、金額部分についても、確認をなされながら、予算の取りまとめされる財政課のほうにお出しになられているというようなことでよろしいですか。確認になります。

○企画政策課長（野村博昭君）

そのとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

今の松枝委員の質疑に関連をするんですけれども、これはある意味、プッシュ型という考え方でいいんですか。要するに、こういう事業がありますよと、そしてその上で、バス、タクシー業者に対して、申請書を出してくださいよというふうに形としてはなるんでしょうけれど、それはそこに至るまでの経過がありますので、その辺についてのプロセスという点ではどうなんですか。

○企画政策課長（野村博昭君）

それぞれの事業において担当課の判断によるものと思いますけど、大抵の場合は、ホームページ上で周知をしたりしまして、申請を受けるという形になるというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

文書も平行しながら、こちら側からお知らせをしていくという理解でよろしいですか。

○企画部長（藤崎勝清君）

ただいまの質問は、多岐にわたるものなのか、個別のものなのかですけども、例えばビジネス展開事業であったり、農政の部分の機械器具等への補助、これらについては、それぞれの申請者から、どのような事業を行いますよという形で申請を当然受け付けますので、まずホームページ等で周知をしながら申請を受け付けるパターン、それと、個人情報の関係もありますけれども、今申し上げましたプッシュ型というのはもう相手方がある程度特定できるもの、こういったものに関しては、住民基本台帳であるとか、個人情報の許す範囲内でこちらから給付費等を抽出して、プッシュ型という形で本人に直接通知をして申請をしていただく。現在については、その申請方法についても、なるべく簡略するように、インターネットでの申込みを受け付けたりとか、そういった形でそれぞれの事業に応じてよりよい申請方法等を考慮しながら対応して参っているところです。

○委員（前川原正人君）

確認になりますけども、先ほどの口述の中で、定額減税補足給付金の給付事業、不足額の給付として1億2,030万円が増額補正ということに今回なっているわけですけれど、大体不足した主な要因、それに伴う世帯数等が分かればお示しいただけますか。

○企画政策課主幹（白鳥竜也君）

まず不足した原因ですけれども、当初予算の段階では、国の示した算定式を基に、霧島市に当てはめて、対象者数、金額等をはじき出して要求しておりましたけれども、実際、令和7年度、令和7年6月2日を基準としまして、実際の課税状況を抽出して再計算した結果が今回の差額という形になります。あと、世帯数としましては、世帯数といいますか対象者数になるんですけども、当初7,500名程度を見込んでいたんですけども、実際今計算したところ、1万3,262名が対象となるという結果となっております。

○委員（前川原正人君）

普通は、大体、行政のほうは、大体見込みを立てるわけですよね。ただ、少ない見込みもたまにはあるでしょうけど、普通は多い見込みを立てるんですよね。そして、それで執行が終わって、期限が切れて、そして余った部分については減額補正というのが、今までのやり方だったと思うんですけども、なぜこういうような状況に立ち至ったのか、その辺はどのように分析をされてらっしゃるんですか。

○企画政策課長（野村博昭君）

この定額減税の給付金につきましては、昨年度も調整給付というような形で、給付を行っているわけですが、この算定にあたって、国が示す計算式というのを使用して当初予算に計上しております。その段階ではまだ課税情報等がこちらのほうにない状況でございますので、もうその国の計算式を使う以外なくて、それで昨年度もそうだったんすけれども、当初予算に計上して、その後、税情報が税務課に来て、確定がされた段階で、正しい算定を行いますので、そこについて乖離が生じるというような形になっております。それは今年度不足給付につきましても同様の状態が、同様に発生したというようなことでございます。

○委員（前川原正人君）

結局のところ、その6月本課税でないと分からなかつたと、そういう理解でよろしいですね。

○企画政策課長（野村博昭君）

そのような理解でいいと思います。

○委員（野村和人君）

地域政策課のバス等に対する補助事業等に御質問します。後に商工振興課のほうのトラック運送等事業所のところで、貸切りバスのほうにも補助をするようになっております。この路線バスと貸切りバスは、はっきりと区別できるものというふうに認識されてるか確認をさせてください。

○地域政策課主幹（美坂雅俊君）

路線バスと、この貸切りバスにつきましては、事業種別がもう別になってますので、そこはもうはっきりと分けることができます。

○委員（野村和人君）

ですが、バス事業者自体は同一だったりとかするのかなと思うんですけども、申請書はそれぞれ別々になってしまふのか、確認させてください。

○地域政策課主幹（美坂雅俊君）

路線バスにつきましては、陸運局のほうに許可を取つて、路線バスということで運行しております、霧島市内では鹿児島交通さんと南国交通さんだけになります。貸切りバスのほうは、この南国交通さんも鹿児島交通さんもしておりますので、それ以外の、例えば、市内ありますと高山さんであつたりとか、さつま観光さんとか、そいつたところが貸切バスという形になります。

○委員（野村和人君）

南国交通さん等も貸切りをされていると認識してたんですけど、ないですか。確認でした。

○地域政策課主幹（美坂雅俊君）

すいません説明が。今、霧島市内のほうの営業所に登録してる部分で、南国交通さんのほうは路線バスだけだというふうに報告は受けております。ただ、その貸切りバスにつきましては、すいませんもう一度ちょっと確認をしてみます〔16ページに答弁あり〕

○委員（木野田誠君）

定額減税のことについてお伺いしますけど、これは私は全然理解できない、正直言いまして。もう本当に担当していらっしゃる部課の方々には非常に申し訳ない言い方ですけど、訳の分からんのが始まって、訳の分からん給付金が始まったというような感覚ですけれども、この給付金の請求、要求は、自然と待つれば、もし該当者には貯金通帳なり振り込まれてくるのか、自分で申請するのか、そこだけ教えてください。

○企画政策課主幹（白鳥竜也君）

誠に申し訳ありません、分かりづらい制度、実際、今回対象者も昨年に比べては大幅に少なくなつておりますので、こちらで計算をしまして、今回差額が生じた方だけが対象ということで、こちらで給付することになりますので、対象者の方に、先ほど部長のほうからもありましたように、プッシュ型ということで、あなたに幾ら振り込みますよという案内を送る方、また登録口座がない方には、幾ら振り込みますので口座の申請をしてくださいという案内を差し上げたりということで、こちらから

対象者の方に送る形をとらせていただいておりますが、万が一、転入、霧島市に転入してこられてこちらで情報を把握できない方もいらっしゃる可能性はありますので、そういう方には、ホームページ等で、万が一、自分は対象になると思う方は、問合せなり申請をしてくださいという形で、呼びかけたいとは思っております。

○委員（藤田直仁君）

ポンチ絵の2ページなんんですけど、お恥ずかしい話なんですが、タクシー事業所は、八つもあるというのは存じ上げなかったんですが、五つぐらいまで分かるんですけど、全部事業所名を教えてもらってよろしいでしょうか。

○地域政策課長（森山勇樹君）

本市に営業所のあるタクシー事業者ですけれども、朝日交通さん、中村タクシーさん、霧島公園タクシーさん、タクシー国際さん、南国タクシーさん、霧島観光交通さん、第一交通さん、有村タクシーさんの8社となっております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで企画部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時56分」

「再開 午前10時01分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（末松正純君）

議案第68号令和7年度霧島市一般会計補正予算のうち、市民環境部所管の予算の概要について、ご説明いたします。歳入については、国庫支出金を増額するものです。歳出については、マイナンバーカードと在留カードが一体化した特定在留カードの情報を読み込むための情報機器端末等の整備に要する経費、敷根清掃センターのごみ処理に係る電力購入に要する経費及び物価高騰の影響を受けている地区自治公民館に対して、地域活動に係る費用の一部を補助する経費を計上するものです。詳細については、引き続き関係課長がそれぞれ説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いします。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

市民活動推進課に関する令和7年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。予算説明資料の9ページをご覧ください。共生協働推進費のエネルギー等価格高騰対策支援事業（地区自治公民館）において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている地区自治公民館への支援金として954万円を計上しています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴い、各地区自治公民館では地域の活動に係る経費の増加が負担となっていることから、活動が継続できる環境を整え、地域の活性化が図れるよう、地区自治公民館への支援を行うものです。また、特定財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金710万円を充当しています。以上で、説明を終わります。

○環境衛生課長（四本 久君）

環境衛生課所管に関する令和7年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。予算説明資料の5ページをご覧ください。塵芥処理費のごみ処理場管理運営事業において、霧島市敷根清掃センターの蒸気タービン発電機が故障し発電ができなくなったため、ごみ処理にかかる電力を全て購入する必要が生じたことから、必要となる光熱水費の金額1億4,532万円を計上しています。なお、発電機の補修に5か月必要なことや（仮称）霧島市クリーンセンターの供用開始を令和8年3月に控えることから、発電機の補修は行わず令和8年2月まで必要な電力を購入することとしています。以上で説明を終わります。

○市民課長（森 知子君）

市民課所管に関する令和7年度一般会計補正予算についてご説明いたします。予算説明資料の1ページをご覧ください。戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳管理事務において、入管法の一部改正により、令和8年度からマイナンバーカードと在留カードが一体化した特定在留カードが新たに国から発行されることから、ICチップに記録された情報を読み込むために必要な情報機器端末等の整備のための備品購入費 256万8,000円を計上しています。また、特定財源として、中長期在留者住居地届出等事務委託費 256万8,000円を充当しています。以上で説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（藤田直仁君）

ポンチ絵の3ページをお願いします。支給額の一覧表があるんですが、それぞれ今の段階で5段階ぐらいに分かれているんですが、それぞれの件数の内訳を教えていただいてよろしいですか。

○市民活動推進課主幹（原田美朗君）

99世帯まで30、100から249世帯28、250から499が11、500から749が9、750から999が3、1,000から1,249が1、1,250から1,499が4、1,500から1,749は該当なしゼロです。1,750から1,999が1、2,000世帯以上が2です。以上89地区になります。

○委員（藤田直仁君）

あとそれぞれの支給額の金額の違いというものを積算根拠が分かれば教えていただけませんか。

○市民活動推進課主幹（原田美朗君）

今回の事業については、令和5年度の3月補正でも、事業の実施で予算計上いたしました。その他、地域の活動というのが、地域の清掃活動とかいろんな敬老会行事、そういったものがこちらでそういった事業に対して支援をする、補助する地区活性化補助金というのがあるんですが、それが今1度、活動の目安になるのかなと考えまして、最初に補正を組んだ令和5年度の実績、地区活性化補助金の実績と、令和7年度の予算計上したときの積み上げたときに地区からの要望があったものがどのぐらいの差があるのかなといったときに大体1.5倍程度になっておりました。当時、590万円予算計上したのですが、その1.5倍を目安として、まずはそこを基本として、約900万円をベースに、それを基本としたんですけど、あとはそれぞれの地区1世帯当たりの単価を割り崩すというか、そういう計算したときに、ある程度の公平になるように設定した段階でこういう金額になってまいりました。

○委員（前島広紀君）

この件に関しまして、スケジュールのところで12月実施予定とあります、その下に実施までに周知を図るってあるんですけれども、これは申請をしなくてもいいのか、それとも12月実施ということは、交付はいつぐらいになるのかお尋ねしたいと思います。

○市民活動推進課主幹（原田美朗君）

この予算が議決後になるんですが、そのあと、各地区の自治公民館連絡協議会というのがございます。そこで、こういう事業があるっていうことを周知いたします。その中で、この申請については、できる限り、地区自治公民館長さんの負担がないように、こちらから申請書とか、いろいろある程度つくって周知を図っていくんですが、交付については、今年度中に、何というんですかね、12月予定で申請を出していただいて、今年度中までには交付を終わらせる、完了させる予定でいます。

○委員（前島広紀君）

申請は自治公民館から申請をする必要があるということですか。

○市民活動推進課主幹（原田美朗君）

一応、申請を頂くことになります。

○委員（前川原正人君）

今の前島委員の質疑に関連をするんですけれども、申請があるなしにかかわらず、こういう形で支援をするということは理解をするわけすけれども、要はその今までの流れの中で、税金を使うわけですから、報告書等も求めるということもあり得るわけですか。もうそのまま支出して終わりという

ことになるのかどうなんですか。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

現時点では申請を頂きますが実績報告とかそれは求めないつもりでおります。

○委員（前川原正人君）

使途については、自治体の裁量で自治会の活性化につながるような事業であればそれでよしという、そういう理解でよろしいですか。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

あくまでエネルギー高騰、物価高騰にかかるものですので、その地区的イベントといいますか、活動されるときに使われる金額であれば、それはもう支援の対象かなというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、クリーンセンターの関係ですけれども、これは来年は8年3月以降にまた新たにクリーンセンターが稼働をすると、供用開始になるということで、その分についてはしないんだよということなんですけれども、今回のこの金額の積算ですよね、どういう根拠によるものなのかお知らせいただけますか。

○環境衛生課衛生施設グループ長（塩満慶太君）

まず今回修繕をしないという決断に至ったのが、修繕費用に9,900万円かかるという、かつ補修期間が5か月間ということで、6月下旬のほうに故障したものの期間が5か月かかるということになれば11月ぐらいまでかかると。その間支払う電気代は今と変わらないというところで、補修した場合と補修しない場合の電気代、補修代を含めた金額を比較したところです。大体6,200万円ぐらい差が出るというところになりました。なので、今回補修をせずに改善のみで行うという決断をしたところでございます。

○委員（前川原正人君）

そのほうが天秤にかけたときには、少しでも、経費の節減ということになるんでしょうけれど、この財源内訳を見たときに、一般財源で手当てをするというふうになってますけれども、これは例えば、何かの方法で、国の補助事業とか、県の補助事業とか、そういう活用ということなどの議論というのはなかったわけですか。

○環境衛生課長（四本 久君）

ごみ処理施設の運営につきましては、ほぼほぼそういうような特別な財源というか、そういう措置はありませんので、基本的にはもう一般財源のみの措置というような形でしております。

○委員（野村和人君）

今のクリーンセンターの件ですけども、今度のクリーンセンター、新しいクリーンセンター、令和8年3月に控えておりますが、12月からは試験運用というようなお話をあったかと思いますが、今回の発電機の補修部分は2月まで見てらっしゃるということで、試験用等がうまくいけば、この光熱費については削減していくというふうに認識でよろしいですか。

○環境衛生課長（四本 久君）

委員おっしゃるとおり、私どもこれまで令和7年の12月からは試運転を始めますと、令和8年の3月から供用開始というような形で、実際に12月には月間の大体半分ぐらいをクリーンセンターのほうで試運転でごみを使う。あるいは、1月の6日以降はまず全量クリーンセンターのほうでごみ処理を行うというような形になります。ただ、現敷根清掃センターに、そのときにどれぐらいのごみが残るかというようなことで、あとどれぐらい運転をするかというようなところが、いわゆるこの予算措置はこのような形でしておりますが、実際にはそういうようなところが支出をする一つの大きな鍵になるのかなというふうに考えております。基本的には、3月以降は現敷根清掃センターにも新クリーンセンターのほうから電気を給電するというようなそういう措置もしておりますので、2月いっぱいまではごみが仮になくても、施設を維持するための電気というのは、買電をするというようなことで今回で2月いっぱいまでの買電の予算措置というふうにしております。

○委員（野村和人君）

運用の状況によりますけども、減ることの可能性もあるということでおろしかったですか。

○環境衛生課長（四本 久君）

当然私どもできるだけ元敷根清掃センターである程度処理をする、あるいは少しでもクリーンセンターのほうにちょっと移行できないかというようなことは、また、新クリーンセンターのほうとのメーカーとも協議はしていきたいと思いますので、できるだけ減らしたいとは思っております。

○委員（木野田誠君）

予算とまた直接関係ないんですけども、今まで全部（仮称）クリーンセンターということで来てるんですけども、これは正式な名称はいつ頃決められてどういう、そこまでは聽かないほうがいいかな。いつ頃決められる予定でいるのか、まだ一回もこのことについて質問が出たことはないんですけど。

○環境衛生課長（四本 久君）

ちょっとこの場でお話しするべきなのがあれなんですけど、私ども（仮称）霧島市クリーンセンターということで、事業ですね立ち上げております。12月議会でですね、名称であったりとか、それにに関する条例改正を行うと。それ以降にまた関連するようなものをどんどん変えていくというような形で、実際には工場のほうに行くと、ちょっと上のほうにはクリーンセンターというふうには書いてありますが、そういうような形ではございますが12月の改正ということで、またいろいろ議会のほうにもお願いがあるかと思います。

○市民環境部長（末松正純君）

この場でちょっと明言はなかなか難しいんですけども、名称を公募して決めるかとか、市が独自に決めるかとかっていうのも、いろんな自治体さんの事例を参考にしました。どういった自治体がどのような名称をつけているのかというのも、内部ではずっと検討をしてまいりました。結果的に公募して募ってやるという方法は割と少数派だったのかなというふうに我々は考えておりまして、名称についてはもう、こちらのほうで検討してつけるというような流れになる予定でございます。それで、その名称の設置条例等については12月に上程をするということで今、進めているところでござい委員の皆様にお願いいたします。

○委員長（久木田大和君）

質疑は予算に関する質疑をお願いいたします。また質疑答弁に関しては簡潔にお願いいたします。続けます。

○委員（池田綱雄君）

発電機が故障したということで、5か月補修がかかると口述で言われましたが、だから、修繕を行わないと、電気を買うというようなことが、先ほど御説明がありましたが、補修した場合にどれぐらいかかるのか、もし見積りでとっていたら教えていただきたいと思います。

○環境衛生課長（四本 久君）

先ほど私どものほうで答弁させていただいて税込みという形になりますが、9,900万円、およそ9,900万円かかるというふうに考えております。

○委員（松枝正浩君）

市民課のほうにお尋ねをいたします。先ほど課長の口述にありました特定在留カードが新たに国から発行されるということで、本市においてどのぐらいの方が対象になっているのかお示しいただけますか。

○市民課長（森 知子君）

今現在、令和7年の8月1日現在、霧島市に在住する外国人の方が、男性が685人、女性が679人の計1,364名いらっしゃいますので、その方たちが対象になってきます。

○委員（藤田直仁君）

この業務についてなんですが、マイナ保険証なんかも別に義務化ではなかったのですが、このカード2枚持ちというのは、この制度が始まてもできるんでしょうか。もしくはその強制的な形にな

っているかというのをちょっと御説明ください。

○市民課長（森 知子君）

マイナンバーカードもそうなんですが、申請によるものでありますので、カード自体も在留カードとマイナンバーカードと別々に持つことは可能です。

○委員（前川原正人君）

課長答弁で1,364名の方が対象になりますよということで頂いたわけですけれども、この住民基本台帳に記載されているいわゆる中期、長期在留者、または特別永住者が対象になりますよね。この特定在留カードっていうのは。これはもう全てが1,360人が特別永住者だったり、中長期在留者という理解でよろしいですか。

○市民課長（森 知子君）

全員が対象になるという認識であります。

○委員（前川原正人君）

もう一点は申請に基づくものということで理解をしてよろしいですか。

○市民課長（森 知子君）

申請に基づくものというふうに認識しております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで市民環境部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時24分」

「再開 午前10時36分」

○委員長（久木田大和君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。まず、企画部より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○地域政策課長（森山勇樹君）

先ほどの企画部関係の予算の中で、野村委員からの御質問に対します答弁の中で、南国交通さんの市内の営業所における貸切バスの登録がないというような旨の答弁をいたしましたけれども、確認いたしましたところ、貸切バスの登録の車両があるということでしたのでまずその点について、おわびして訂正いたします。それから、実際の申請に際しましてですけれども、申請はそれぞれ貸切りバスと路線バス、別々に出していくことになりますので、その中で、車検証のほうを提出していただくことになっておりますので、その車両番号等を確認しまして、支給について重複がないように調整をしたいというふうに考えております。

○委員長（久木田大和君）

質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは次に、農林水産部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（寶徳 太君）

議案第68号令和7年度 霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、農林水産部所管の予算概要について説明します。今回の補正予算は、歳入予算においては、（款）18 財産収入（項）2 財産売払収入（目）1 不動産売払収入 4,550万円を、歳出予算においては、（款）6 農林水産業費（項）1 農業費（目）3 農業振興費で、4,131万円、（目）5 農地費で、135万6,000円、（項）2 林業費（目）2 林業振興費で、338万6,000円を増額補正しようとするものです。また、（款）6 農林水産業費（項）1 農業費（事業）農道及び用排水路整備事業において繰越明許費の追加補正をしようとするものです。詳細については、担当課長が説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いします。

○農政畜産課長（有村 浩君）

予算に関する説明書は 19～20 ページ、49～50 ページ、予算説明資料は 6 ページ、新規事業等概略図は、1 ページです。説明は、予算説明資料に基づいて説明いたしますので、6 ページをお開きください。（目）農業振興費、新規就農者育成総合対策事業の補正予算は、担い手の円滑な確保を図るため、親元就農を含む新規就農者への経営継承や経営の発展に向けた取組を支援するための経費 900 万円を追加計上するものです。財源については、全額、県補助金となっています。次に、活動火山周辺地域防災営農対策事業の補正予算は、降灰による農作物の被害軽減と品質確保のため、生産者の機械導入を助成するための経費 3,231 万円を追加計上するものです。財源については、全額、県補助金となっています。以上で、農政畜産課に関する補正予算の説明を終わります。

○林務水産課長（今吉秀志君）

予算に関する説明書は 19～22 ページ、51～52 ページ、予算説明資料は 7 ページです。まず、歳入の補正予算について説明します。予算に関する説明書、21 ページをお開きください。（款）18 財産収入（項）2 財産売払収入（目）1 不動産売払収入 4,550 万円は、本定例会議案 66 号財産の処分について（※議案書 15 ページ）において、産業建設常任委員会で審査していただいておりますが、霧島市経営健全化計画（第4次）改定に基づき、未利用財産の積極的な処分及び歳入確保に努めるため、霧島市国分川原字平石 1119 番 2 外 52 筆、地目は山林及び雑種地、面積 9 万 7,184 m² を、当該市有林内のシラス活用及びシラス採掘後の事業用地を構想している 株式会社霧島地所代表取締役 鎌田 安典に売却しようとするものです。次に、歳出予算の説明は、歳出予算説明資料に基づいて説明いたしますので、7 ページをお開きください。（目）林業振興費、特用林産物推進対策事業の補正予算は、本市の椎茸の生産拡大を図るため、椎茸振興会が購入する乾燥機等の費用の一部を助成するための経費、また、たけのこや竹製品等の需要拡大を促進するため、竹林改良等の生産基盤の整備を行う団体等を支援するための経費 338 万 6,000 円を追加計上するものです。財源については、県補助金 かごしまの特用林産物産地づくり事業費 118 万 2 千円、同じく県補助金 かごしまの竹で育む産地づくり事業費 51 万 1,000 円となっています。以上で、林務水産課に関する補正予算の説明を終わります。

○耕地課長（鶴園裕之君）

予算に関する説明書は 49～50 ページ、予算説明資料は 11 ページ、新規事業等概略図は、6 ページです。説明は、予算説明資料に基づいて説明いたしますので、11 ページをお開きください。（目）農地費、エネルギー等価格高騰対策事業（土地改良区農業水利施設）の補正予算は、エネルギー等の価格高騰の影響を特に受けている、ポンプや揚水機場等の農業水利施設を管理している土地改良区に対し、農業水利施設の管理費の一部を支援する経費として 135 万 6,000 円を追加計上するものです。財源については、国庫補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 100 万円となっています。また、予算書 5 ページ、第 2 表線越明許費補正の 1 追加における、（款）6 農林水産業費（項）1 農業費（事業）農道及び用排水路整備事業において、4,000 万円を追加補正しようとするものです。以上で、耕地課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

林務水産課のほうにお尋ねします。7 ページの特用林産物推進対策事業のほうですが、整備を行う団体等に対して支援を行いという答えでございますが、何団体に支援されるのかまた、それは同一額なのか、御説明をお願いします。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

今回の補助に関しましては、竹林のほうは、溝辺のコミュニティ協議会のほうに 1 団体に補助をしまして、竹林改良を行う予定であります。

○委員（野村和人君）

それでは団体等とありますけど、1団体ということで、再確認よろしいですか。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

そのとおりでございます。

○委員（木野田誠君）

これは、かごしまの農業未来創造支援事業費ということで、財源があるわけですけれども、この事業費の説明と、それから、この担い手のどうのこうのというここのポンチ絵も1ページにあるんですけれども、ちょっと理解できないですので、ここちょっと詳しくお話ししていただけますか。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

今、委員からお尋ねがありました、かごしまの農業未来創造支援事業費ですが、こちらにつきましては、認定新規就農者が新たに農業機械などを導入する際に、国・県からの補助金を受け入れるという形になっております。今回の案件につきましては、国の負担分が600万円となっておりまして、県の負担が300万円となっているところです。主な要件としましては、年齢が50歳未満の方で、認定新規就農者であること、または認定農業者であるということが主な要件となっております。

○委員（木野田誠君）

分かりにくいというままで、その原因が、この説明書の中に、トラクター1台、それからアタッチメントと書いてあるんですけども、ポンチ絵を見ると、何かこう、まだ対象者がたくさんいてというような感じを受けるし、こっちの説明書のほうでは、もう決まった人にというようなイメージを受けるんですが、ここら辺はどういう流れになつていますか。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

対象者は1名となっております。畜産農家の方となっておりまして30代の方ということです。昨年就農された方が、今回、導入する機械といたしましては、トラクターの60馬力を1台導入しまして、あと、畜産農家さんですので、飼料の作付面積を拡大したいということから、ジャイロテッダというアタッチメントとロールベーラーというアタッチメントを導入して、飼料の増産を図るという目的となっております。

○委員（木野田誠君）

確認ですが、決まった人、これは親元就農なのか新規就農なのか。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

親元就農の方となっております。

○委員（藤田直仁君）

今の説明でもよく分からなかったので、ちょっともう一度確認したいところがあるんですが、そのポンチ絵の中の補助率のところで、1、国が3分の1、都道府県または市町村が3分の1と。そして2番目のところが、都道府県の支援分は2倍を国がということであると。この事業の内訳を見ると、県が300万円、2倍で600万円というのが分かるんですよね。ただ、この国が3分の1ということは、総事業費というのは1,800万円以上ということで理解すればよろしいんでしょうか。1,800万円あるから、その3分の1は国ですよ、その600万円ですよという理解でいいんですかね。

○農政畜産課主幹（宮原博和君）

総事業費につきましては、1,203万5,870円となっております。国・県の負担の考え方としましては、国費の上限が600万円となっておりますけれども、県のほうが300万円の負担をしておりまして、その2倍の国費600万円が上限となっておりまして、国費が600万円、県費が300万円ということで、合わせて900万円の補助、残りが生産者の方の負担という考え方となっております。

○委員長（久木田大和君）

休憩します。

「休憩 午前10時52分」

「再開 午前10時53分」

○委員長（久木田大和君）

再開します。ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

歳入部分の土地建物売払い収入が、4,550万円の今回予算計上があるんですけれども、これは昨日、産業建設委員会の中でも議論があったと思うんですけれども、大体、9万7,100、約10万平米の売却をするということで、議案で出ているんですけれども、この住民への説明、業者さんが買って、今後どういうような利活用をするんだとか、そのような説明等については、今までの中ではどうだったんですか。あったのかなかったのか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

まずこれは、一般競争入札での売買になります。そうなりますと、どこの業者が何をするためにという形で納入が分かりませんでしたので、今回この議案が通りましたら、業者のほうから地域の住民の方には説明をしていただくという形になっております。

○委員（前川原正人君）

財政健全化計画の第4次のほうは、逆に言えば、少しでも収入を増やす、売却をしてという一つの方針がありますが、問題は山を売ってしまって、後の管理は業者任せということになりかねないのかとかいう、そういう問題が出てくると思うんですね。ですから、売って終わりではなくて、売って今後の問題としてどういうような活用をするのか、一般競争入札というふうになっていますので、それは渡ってしまえば、業者さんの裁量ですので、とやかくは言えなくなるんですけれども、その辺の一つのたがといいますか、そういう部分についての協議というのはされていらっしゃらないんですか。行政と落札者とですね。その辺はどうなんですか。

○林務水産課長（今吉秀志君）

業者のほうとは、シラスの採取をするということで、最初お話をありました。ただ、そこだけに限って売買するということはできませんでしたので、一般競争入札としております。当然、業者のほうも、開発行為は1ha以上ありますので、開発協議を検討することになろうかと思います。そうしますとそこの中で、シラスの採石になると、大体周辺に30mほどの緑地帯を確保しなければならないとか、そういう条件が出てきます。当然、調整池のことも出てくるだろうというふうに思われますので、そこは、県とまた一緒に調整していく必要があるというふうな形で考えております。

○委員長（久木田大和君）

休憩します。

「休憩 午前10時57分」

—————
「再開 午前10時58分」

○委員長（久木田大和君）

それでは再開します。

○林務水産課長（今吉秀志君）

事業の用途としまして、できないという形で、産業廃棄物の施設、それから、太陽光発電は除くというような形で仮売買契約の中で、条件を付しているところであります。

○委員（前川原正人君）

それはもう売買契約の中で条件を付すのは当たり前のことんですよ。それはもう、あとを業者任せにしないという点では、あるべき姿だと思います。要は、例えばいわゆる一つの水源涵養林の役割も果たしているわけですよね。大体、先ほどおっしゃった30%のこれは森林法で残置森林を設けなさいという規定があるからですね、30%は確保しなさいというのが大前提であるわけです。問題は水源地などが近くにあったときに、今度はその影響が出てくると思うんですね。その部分についてはどのようにお考えなんですか。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

近くに川原浄水場と川原の水源地が2か所ありますので、事前に水道部と協議をしております。その伐採に関しては、伐採が原因で、水源地がそういう悪影響があるという回答は頂いてないんすけれども、あとは林地開発で先ほど申し上げました、そういう中で、県に上げるときに市の中の意見書を上げて回答するというふうなことで考えております。

○委員（前川原正人君）

いわゆる水源の涵養林の役割を果たしているとなると、今おっしゃった2か所の水源地があるということですけれども、どれぐらいの何世帯に対して、その水の供給をされているということになるわけですか。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

国分川原の水源地のほかに、台明寺とか上井、敷根の水源地があつて、これが台明寺、川原、上井から敷根にかけて水道管がつながっているんですけども、その中で、もし、水源地の影響がある世帯としましては、国分地区では川原、湊、上井、川内、敷根、下井の六つの自治公民館です。それであと福山地区が、小廻、中央、大廻の三つの自治公民館が、そういう世帯に、水圧とか、多少の影響は出てくる可能性があります。国分地区では今、六つの自治会で3,523戸、福山地区では、今、三つの自治会で524戸ですので、合わせると4,047戸あります。約4,000戸の世帯に影響がある可能性があると思われます。

○委員（前川原正人君）

山林の売買契約の基礎になる、これは評価額ですよね。これは路線価での積算でということで理解してよろしいですか。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

山林売却の予定価格につきましては、まず森林簿というのが林務水産課にありますので、森林簿とあと航空写真の現況の山林の状況を加味しながら、山林の売却価格を平米当たり300円ということに設けまして、あとスギ、ヒノキと人工林と、あと雑木が広葉樹がありますので、それぞれの搬出先はスギ、ヒノキは、隼人の木材市場、雑木に関しては霧島木質発電のほうに搬入されるということを想定しまして、市場のほうは、スギの平均単価の立米当たり1万3,000円をめどに、必要経費を半分と見まして、それで実際の材積の総数を出して価格を設けてます。木質発電のほうは買取り価格と実際に運搬する運搬費を差し引いた額を想定しまして算出しておりますので、それを積み合せた額が予定価格の4,549万1,120円という価格を設けております。実際は土地処分委員会で委員会に諮って決定しております。

○委員（木野田誠君）

先ほど質問がありましたけど、かごしまの竹で育む産地づくり事業費、この団体を溝辺といふところまでは聴こえたんですけど、ちょっと聞き取れなかつたので、もう一回教えていただきたいのと、この組織はどういう組織なのか教えてください。

○林務水産課主幹（川原昭二君）

溝辺地区のコミュニティ協議会ですけれども、中には、そういう溝辺の土地改良区の方とか、そういう地域の方が入っている組織団体になります。正式名称としては、竹子地区コミュニティ協議会という協議会になります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで農林水産部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前1時04分」

「再開 午前1時08分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工振興課長（立野 博君）

議案第 68 号 令和 7 年度霧島市一般会計補正予算（第 5 号）のうち商工観光部所管の予算の概要について、ご説明いたします。一般会計補正予算（第 5 号）説明資料の 11 ページをご覧ください。エネルギー等価格の高騰の影響を受けており、街路灯を維持・管理する商店街等に対して支援を行う、エネルギー等価格高騰対策支援事業（商店街等）と、市内各運送事業者及び交通事業者等に対して支援を行う、エネルギー等価格高騰対策支援事業（トラック運送等事業者）の実施に要する経費について、所要の額の補正を行おうとするものです。詳細につきましては、商工振興課長が説明いたしますのでよろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○商工振興課長（肥後克典君）

商工振興課に関する令和 7 年度一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明いたします。補正予算（第 5 号）に関する説明書 53・54 ページ、補正予算（第 5 号）説明資料は 11 ページ、補正予算（第 5 号）新規事業等概略図は 7・8 ページになります。補正予算（第 5 号）説明資料と、補正予算（第 5 号）新規事業等概略図で、説明します。まず、説明資料 11 ページ、新規事業等概略図 7 ページをご覧ください。（目）商工業振興費の「エネルギー等価格高騰対策支援事業（商店街等）」につきましては、市内の商店街・通り会の負担を軽減するため、それぞれが維持・管理を行っている街路灯の電気料に対し給付を行うものです。給付額は、令和 6 年度に支払いを行った電気料と同額となります。経費としましては、給付金として負担金補助及び交付金、事務費として消耗品費を計上しています。財源につきましては、国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で 210 万円を計上しており、残りは一般財源となります。続いて、説明資料 11 ページ、新規事業等概略図 8 ページをご覧ください。（目）商工業振興費のエネルギー等価格高騰対策支援事業（トラック運送等事業者）につきましては、市内のトラック運送事業者、貸切バス事業者、自動車運転代行業事業者の負担を軽減し、事業継続を支援するため、各事業者が保有する車両台数に応じて給付を行うものです。当該事業は、鹿児島県が実施している鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）又は鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業の支給決定を受けている事業者を対象としており、給付単価は、県単価と同額としています。経費としましては、給付金として負担金補助及び交付金、事務費として消耗品費を計上しています。財源につきましては、国庫補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で 270 万円を計上しており、残りは一般財源となります。以上で、商工振興課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

ただいまの商工振興課のほうのエネルギー等価格高騰対策支援事業（トラック運送等事業者）について御説明いただきたいと思います。先ほど、県の事業の支給決定を受けているというようなお話をございました。これはそれなら、今回のこの事業は霧島市内に本拠地を置くところ、隣接する事業体も同様の価格でやっているものと考えてよろしいですか。

○商工振興課長（肥後克典君）

今回のこの給付対象事業所となるところは、市内に事業所、営業所等を置くところを対象としております。また、隣接の市町村の取組がどのような状況になるかはちょっと把握ではありません。

○委員（前川原正人君）

説明資料の 10 ページの一番下に、トラックの運送等の事業者へ負担金補助及び交付金ということで、369 万 6,000 円ということなんですか？ これには積算根拠というものは、どのような内容になっていますか。

○商工振興課長（肥後克典君）

過去に実施いたしました給付等の申請実績から、各事業者様の車数を当たって積算しております。

○委員（前川原正人君）

これは申請に基づくということになりますか。事業者さんが申請をして、そしてその上で、行政のほうが対応していくという形になりますか。

○商工振興課長（肥後克典君）

ホームページ、広報誌、またはFMきりしま、商工会議所、商工会、会報やトラック運送協会、税理士事務所等へ連絡を通じながら、広報してまいりまして、事業の継続の有無もあろうかとは思いますけれども、申請を頂いて給付していくとなります。

○委員（木野田誠君）

確認させてください。このトラック関係の運送等事業者ですけれども、単価は県単価と同額としているということですので、県が支給して、そしてさらに市が支給するというような理解でいいんですか。

○商工振興課長（肥後克典君）

はい、そのように御理解いただきたいと思います。

○委員（松枝正浩君）

物価高騰の価格の関係ですけれども、先ほど企画部のほうでも少し議論があつて、単価としては、県の単価を使われているということで理解をするところですけれども、府内の議論の中で、路線バスが2万7,000円、そして、この貸切りバスが1万5,000円ということであるんですけども、この辺、県が定めているからこうだということなんんですけど、少し府内の中でいろいろ御議論なさっての話だと思うんですけど、この辺の話というのが議論の中ででてきたのかどうか、お示しいただけますか。

○商工振興課長（肥後克典君）

地域政策課のほうとも、いろいろこちらは話をさせていただいたところですが、いかんせん、どれぐらいの稼働率でそれが路線バスと貸切りバスの今の運行状況等の稼働率というところまでが把握できなかつたものですから、県単価に合わせたというところになります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで商工観光部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時16分」

「再開 午前11時18分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（三島由起博君）

議案第68号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第5号）の建設部所管の予算の概要について、ご説明いたします。今回の補正予算は、（仮称）新町～久保田線の事業の進捗を図るための経費及び城山公園の修繕箇所の増加に伴う経費で、款）土木費 で総額2,600万円を計上しています。併せて、款）土木費で総額2億8,750万円の繰越明許費を設定しようとするものです。以上、建設部で所管する歳出予算の概要について説明を終わりますが、その詳細につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

建設施設管理課に関する令和7年度霧島市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。補正予算説明資料7ページ、予算に関する説明書は57～58ページになります。（款）8 土木費（項）5 都市計画費（目）4 公園費（目）公園費の公園管理事務事業は、城山公園の電柱漏電対策にかかる修

繕やその他の公園の修繕箇所の増加に伴い、修繕料の不足が見込まれることから、300万円を計上しています。

○土木課長（笛田 純一君）

土木課に関する令和7年度 霧島市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料7ページ、予算に関する説明書は55～56ページになります。（款）8 土木費（項）2 道路橋梁費（目）2 道路新設改良費 道路新設改良事業の2,300万円は、（仮称）新町～久保田線の道路整備に係る費用で、工事請負費、補償補填及び賠償金を計上しています。特定財源は合併特例債を充当しています。次に予算書5ページ第2表 繰越明許費補正についてご説明いたします。（款）8 土木費（項）3 河川費 河川管理事業の5,740万円は、国分姫城地区の浸水対策整備に係る費用で、工事請負費、公有財産購入費で、土地所有者との協議に不測の日数を要しており、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。（款）8 土木費（項）2 道路橋梁費 道路新設改良事業の7,510万円は、（仮称）新町～久保田線の道路整備に係る費用で、工事請負費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金で、用地補償交渉等に不測の日数を要し、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。

○都市計画課長（深迫康幸君）

予算書5ページ第2表繰越明許費補正について、ご説明いたします。（款）8 土木費（項）5 都市計画費 街路整備事業の1億5,500万円は、堅馬場通り線、市民会館前広場、隼人駅西口駅前広場の整備に係る費用で、堅馬場通り線の通り会、市民会館改修工事の関係機関、隼人駅西口駅前広場における県及びJR九州との工事に関する協議に不測の日数を要し、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

土木課にお尋ねをいたします。今、補正で2,300万円計上がなされております。この内訳を見てみますと、工事請負費、補償補填及び賠償金ということで上がってきています。財源は合併特例債を使うということでございます。今、地図等も提示がなされまして拝見しているところですけれども、工事は理解するところでありますけれども、この補償補填が出てきているわけであります。当然事業を進める中では用地と補償がセットだというふうに考えるわけですけれども、用地費がない理由、そしてまた、補償補填がどのようなものに使われていくのか御説明頂けますでしょうか。

○土木課主幹（臼井健二君）

用地費につきましては当初予算で計上しております、一応そちらのほうで用地は終わります。あと、補償につきましては、物件補償がございまして、その分の補正となっております。

○委員長（久木田大和君）

休憩します。

「休憩 午前11時26分」

—————
「再開 午前11時26分」

○委員長（久木田大和君）

再開します。

○委員（松枝正浩君）

今、提示がされております。この地図の中にある補償物件を使っていくということでよろしいでしょうか。

○土木課長（笛田 純一君）

この地図の中の補償物件ということで挙げております。

○委員（野村和人君）

今回の縦越明許ですが、主立って浸水対策整備なんですが、改めて今回、水害も含めて市民の方々が少しでも早く整備を進めてほしいというように思っているかと思いますけども、改めていろんな条件はあるとは思いますけども、努力していただきたいということでお願いの形で質問させていただきます。質問じゃないな。よろしくお願ひします。

○委員（前川原正人君）

説明資料の7ページですが、この城山公園の修繕箇所の増加に伴いということでなんですが、詳しくお示しいただけますか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

城山公園の漏電修理なんですけど、昨年度も九州電気保安協会ですかね、いろいろ調査をしていた中で、やはり漏電がもうかなり抵抗値が下がっていて漏電が見られるということを言われまして、そのために、そのままにしておいたら、今年ちょっと調べたんですけどやはり街灯のところが漏電していて、最悪、やはり感電したりとか、そういうとこあまり漏電が進むとちょっと停電になったりするということがありますので、ちょっと緊急的に今回、該当部分の主な修繕を行うものです。

○委員（前川原正人君）

やはりこれだけで終わればいいんでしょうけど、やはり老朽化が進んでいくと、当然、漏電もありますし、本体は鉄筋コンクリートなので、燃えることはそんなにないでしょうけれども、そういうことも、今後の課題として、やはり検討が必要ではないかと思いますが、その辺についての議論というのはなかったですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今回やはり該当部分、その部分が漏電をして、おっしゃるようにもし火事とかになったら大変ですので、今回は一応、全体的なものを点検した中で、ここ 부분についてはもうちょっと必要ないのではないかとか、あと、現在の部分の配線をどういう状態になっているかというのは確認しております。

今後も、一応そのようなことを考えながら、整備を行っていきます。

○委員（木野田誠君）

新町～久保田線の件ですけれども、早期の完成を望んでいるわけですけれども、ちょっと説明をお願いしたいのは、道路新設改良事業で2,300万円、縦越明許7,510万円とあるわけですけれども、この辺の流れのちょっと説明を頂けますか。

○土木課主幹（臼井健二君）

今年度工事を予定しております。県道の国分～霧島線からの東側に小畠～重久線という市道があります。一応ここが大体60m程度になります。その上で用地を今進めておりまして、今年度用地工事をする区間については用地の一応同意というか、契約は頂いております。あと1名いらっしゃるんですが、道路の計画については、同意は頂いておりまして、今も継続して交渉を行っております。その部分につきましては、直接は道路の工事のほうには影響はないんですけど、一応、交渉中ということもありますので、心情的な面を配慮いたしまして、工事をそちらの、もう1人の同意が得られれば工事を発注しようと思っておりますので、工事のほう、用地と工事と含めて、縦越しを設定しております。一応7年度中には一応この縦越しを行いまして、交差点の接続というのはちょっと警察や、また県との協議等ございますので、そこはちょっと接続はできないんですが、後ろの東側の小畠～重久線のほうへ接続して、供用ができるような工事というのはしていきたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

ちょっと分かりにくいんですね、やはり。この60mの区間の工事費として、これは工事請負費ですね、購入費で2,300万円組んでらっしゃるがどうなのか。では、7,510万円はどこに使う費用になるのか、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○土木課主幹（臼井健二君）

補正の工事費の1,700万円につきましては、交差点部の角、この図面で申しますと交差点の赤の着色をしているんですけど、この60m区間の工事に充てる費用となっております。当初で700万円組んでおりましたので、2,400万円をこの60mの整備に充てることになっております。あと、この用地費が、用地費を繰越し410万円を、まだ交渉が今現在、交渉中の案件で410万円ございまして、そちらを繰越しをしております。あと、建物補償補填及び賠償金の4,700万円についても、契約していただいてから移転に期間を要するので、それにつきましても、全額繰越しとしております。工事費とこの三つを合わせて7,510万円を繰越しをするということです。

○委員（木野田誠君）

ごめんなさいね、ちょっと理解できないんですが、端的に質問しますとこの60mの今、県道60号から小畠～重久線、ここまで60m、この間に建物も建っているわけですけども、この間の道路を完全に完成させるために2,300万円と、それから繰越明許の7,510万円を合計1億ぐらいを使って完成させるというような理解でいいんですか。私はそういうふうに今説明では受け取れたんですけど。

○土木課主幹（臼井健二君）

県道の交差点部、この図面でいきますと接続して隅切り部分は、今回工事はいたしません。この隅切り部分を除いて、後ろの東側の小畠～重久線というこの市道に接続するために要する費用になります、繰越し分につきましては。ただ、その中には物件の補償は1件入っております。先ほどちょっと話のあった。

○委員長（久木田大和君）

休憩します。

「休 憩 午前11時35分」

—————
「再 開 午前11時38分」

○委員長（久木田大和君）

それでは再開します。ほかに質問はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

先ほどありました建設施設管理課の城山公園の漏電の部分とその他の公園の修繕ということで修繕料の計上がなされております。非常に皆さんのが使われるので、この費用としてはもうぼんぼん出していただけたらいいのかなというふうに私は思いますけれども、今300万円の中で漏電の部分と、その他の公園の修繕箇所ということでありますけれども、このその他の修繕箇所、この金額の中でどのぐらい修繕がなされるのかお示しをください。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

城山公園のほかに、ちょっと広瀬のほうの公園で1か所、フェンス沿いのところの境界に民地が隣にありまして、隣のフェンスのところの木が大きくなってきて、ブロックが倒れてきて、民地にちょっとはみ出しているという案件が出てきました。そういうところのブロックの積み直し、境界のもう一回復元、そういう工事で50万円ほど。あと、本当のほか、日当山温泉公園がやはり利用される中で、中のほうがもう今、量も多いもんですから、土もかなりなくなって、その部分の修繕を緊急にしないといけない。そういうので五、六十万円、そのほか、また、具体的に言いますと、天降川小学校北ニュータウン公園、その部分がもう、やはり利用者が多いところなんですが、フェンスが壊れて、そういうフェンスの工事で、残りのお金を使うような形になって、あと細々した公園の補修、フェンスとかそういうところが出てきていますので、そのもろもろ入れまして全部で300万円という形になっております。

○委員（松枝正浩君）

すいません、御丁寧に御説明していただいてありがとうございました。では、その他の中でおおよそ3か所ぐらいの修繕ということでよろしいでしょうか。確認です。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

さっき申しました3か所が主な修繕になります。

○委員（木野田誠君）

城山公園の電柱漏電対策ということであるんですが、単純に考えると、電柱から漏電したら九電が費用を持つべきだと思うんですが、これはどういう事象だったんですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

電柱というか、街灯が何個か全部公園には立っています。その街灯が漏電してまして、その分をもう今度、一応、街灯部分の電気の修繕とLEDに変えたりする工事になります。

○委員（前川原正人君）

先ほど都市計画課長のほうから説明があったんですけど、この全部が全部じゃないですけれども、例えば進捗率、隼人の駅の西口の駅前広場におけるこのJRと県との工事に関する協議に不測の日数を要したということで、御説明頂いたんですが、現在のこれがいわゆる、協議が整わなくて、明線という形になっているんですけども、現在の進捗率という点では、どれぐらいいいてるんですか。

○都市計画課長（深迫康幸君）

隼人駅周辺施設の整備として、東西自由通路のほか、東西広場とか、そういうものをパッケージで行っておりますけれども、この計画期間が、令和7年度までが第1期工事となっておりまして、そこまでの進捗を85%という見込みで進めております。残りの15%は、令和8年度から始まる第2期事業での実施で計画しているところです。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで建設部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時43分」

「再開 午前11時46分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第68号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育部所管の予算の概要について、説明します。補正予算書の3ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算補正の歳出について説明します。今回の補正予算は、学校の廃校に伴う閉校記念式典等に関する補助金の交付、小中学校施設の修繕に要する経費を追加し、（款）10教育費のうち、（項）1教育総務費を100万円の増額、（項）2小学校費を1,100万円の増額、（項）3中学校費を800万円の増額とし、補正後の教育費の額を79億9,361万4千円としようとするものです。なお、すべて教育部関連です。詳細は予算説明資料等に基づき、教育総務課長が説明しますので、審査をよろしくお願いします。

○教育総務課長（林元義文君）

教育総務課に関する令和7年度一般会計補正予算（第5号）について説明します。補正予算に関する説明書の61～62ページ、補正予算説明資料の8ページを御覧ください。（款）10教育費、（項）1教育総務費、（目）2事務局費は、100万円を追加しています。教育委員会事務局総務管理事務事業は、令和8年3月31日をもって廃校とする予定の佐々木小学校の閉校記念式典等に要する費用の一部について、実行委員会へ補助金を交付するための経費を計上したものです。補正予算に関する説明書の63～64ページを御覧ください。（項）2小学校費、（目）1学校管理費は、1,100万円を追加しています。小学校施設補修事業は、学校の修繕箇所の増加に伴い、修繕料の不足が見込まれることから、所要の額を追加するものです。補正予算に関する説明書の65～66ページを御覧ください。（項）3中学校費、（目）1学校管理費は、800万円を追加しています。中学校施設補修事業は、学校の修繕箇所の増加に伴い、修繕料の不足が見込まれることから、所要の額を追加するものです。なお、緊急を要する修繕

については、一部、既存予算を振り替えて行うことから、当初予定した事業ができなくなるため、既存予算振替分の経費を補正計上するものです。以上で説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

小学校の施設補修事業、中学校の施設補修事業、それぞれ該当校を教えてください。それと、ちょっと細かいですけども、小さい補修は、どういう補修なのか。大きい補修は、どういう補修になるのか、それぞれ教えてください。

○教育総務課長（林元義文君）

今回の補正については、どこの学校というわけじゃなく、小中、全部の学校の修繕になっております。補修については、まず、5万円以下の修繕につきましては、各学校に修繕料配当しておりますので、そこで執行していただくようにしております。5万円を超えるものについては、教育総務課のほうで修繕をしていくようにしているところです。

○委員（木野田誠君）

どこの学校をどういうふうに補修するとか、そういうのは全く決まってないと、だけど予算はつくりたと、計上したと、いうような理解でいいんですか。

○教育総務課長（林元義文君）

当初予定していた修繕もあるんですけども、突発的な修繕が多くて、そちらを、児童生徒の安全の対応のため優先していることから、予算要求時に修繕する予定だったものがもうできなくなっている。というような状況が発生しております。

○委員長（久木田大和君）

休憩します。

「休憩 午前11時51分」

「再開 午前11時56分」

○委員長（久木田大和君）

再開します。ほかに質疑ありませんか。

○委員（松枝正治君）

口述の中から少しお聴きをいたしますけど、今の木野田委員の質問に関連してですけれども、まず小学校1,100万円、そして中学校800万円ということで計上がなされておりますけれども、おおよそどのぐらいの数の修繕が、この金額ができるのか。そしてまた中学校においては、緊急を要する修繕というのが、口述がありますけれども、この内容について少し説明していただいてよろしいでしょうか。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

今回、補正予算に計上いたしました金額で、その項目によっていろいろ100万円である修繕ですか、もしくは10万円とかいう修繕も出てくるかと思いますけども、今までの実績でいきますと、小学校では二、三十件は出来るのかなとは考えております。中学校のほうにつきましては、緊急を要する修繕というのがありますと、そちらが舞鶴中学校の図書室の空調機能が、今回、動かなくなったところで、緊急にしないといけないというところで、そちらのほうを、するようにしております。舞鶴中のそちらのほうが、500万円程度かかりますので、残りが二、三百万円程度になりますので、そうなりますと、10件程度出来るかどうかというところでは考えております。

○委員（前川原正人君）

口述書の中で、2ページ、中程になりますけれども、佐々木小学校の閉校記念式典等に要する費用の一部ということで予算計上があるんですけれども、これは大体どれぐらいの規模のイベントといいますか、閉校記念の行事ということで予定をされていらっしゃいますか。

○横川総合支所長（下久保弘君）

規模で見積りの見込みなんですが、300万円程度の予算になります。内容としましては、実行委員会の運営費、閉校記念品の作成ですね。あと、閉校記念誌の作成、あと、閉校記念碑の作成などが入っております。

○委員（前川原正人君）

それは人がいなくなれば、どうしてもそうせざるを得ないというはあるんでしょうけれども、要はそのそのほかの支援策ですよね。地域に対する支援策。学校がなくなるということは、活気がなくなるということにもつながっていくわけですので、後の支援策という点では、所管がまた教育委員会から地域振興課に変わるので難しさもあると思うんですが、横川支所のほうでの例えば何かこういう支援が欲しいとかそういう要請という点ではどうなんですが、その地域の人たちからの要請という点では、そういうことはないわけですか。

○横川総合支所長（下久保弘君）

今地元の中心として、実行委員会の部会と一緒にいろいろ協議をしている中で、閉校後の施設の管理については、草払い等いろいろあると思います。そこはまた話を総合支所も、関連して実行していくということと、あと、備品関係については、時間をかけて、地元のほうで、草払い機とかいろいろあるものですから、そこも、有効に利用していこうという話は出てるところです。

○委員（前川原正人君）

やはり条例から排除すると、今まで行政財産だったものが普通財産に変わりますよね。

だからそういう点では、管理という点はもう教育委員会から手を離れるという理解でよろしいですか。

○横川総合支所長（下久保弘君）

普通財産ということで一番地元の方の利活用ということを優先するというのを議題にしてますので、これから時間をかけて協議していきたいと思います。

○委員（野村和人君）

ただいまの佐々木小の閉校記念式典補助ですけども、霧島市としては並行してきたものは今まで数年はなかったわけですが、過去に福山中学校が閉校してたと思いますけどそのときにどのような補助をしてきたのか、データありますでしょうか。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

過去、福山中学校が廃校になっておりますので、そのときに平成28年度に70万円ほど補助金を支出しているという例がございます。その内容といたしましては、閉校に関する実行委員会の運営経費、閉校記念の合同運動会の運営経費、閉校記念誌代、閉校記念碑代、あるいは閉校式典に要する費用と、こういったものを、補助しているという実績がございます。

○委員（野村和人君）

それから、これからのことなんですけども、今休校という学校が数校あります。これの方々が閉校という形になってきた場合、次、実際休校か閉校のときに、本当に式典ができるのかどうかというような心配もあるわけですけども、同様の考えをしていくということでおろしかったですか。

○教育部長（上小園拓也君）

今野村委員から同様の考え方というふうな御質問かと思いますけどもそれは、今回の佐々木小のように、閉校記念式典をやってそれに対する助成をするのかというような意味でよろしいでしょうか。今回の佐々木小の閉校式につきましては、地元主導で、学校あるいは校区地域の方々が、実施する閉校記念行事に対して市が補助をするというような形でございます。今の福山小との三体小、休校しておりますけれども、今後この両校が将来的にどうなっていくのかというのは現時点では何とも言えない部分でございますので分かりませんけども、基本的には地域の方々に対する助成というようなことで考えているところでございます。平山小も同じような取扱いになろうかと思います。ほかにもまだ多く質問はありますか。ないですか。それでは、続けます。

○委員（松枝正浩君）

それではこの佐々木小の閉校の部分ですけれども、所長のほうから全体が300万円、そしてその費用のうちの一部を助成するということで100万円があるわけすけれども、100万円の額ですね、どのような議論を経て、この100万円助成をしていきましょうというふうに決まったのかですね、お示しいただけますか。

○教育総務課長（林元義文君）

この100万円については先ほども福山中の例が70万円というのがあるんですけども、今回、地域から要望なされて閉校というようなことも鑑み、幾らが妥当かという話もあったんですけども、今回100万円という形で予算計上したところあります。

○委員（松枝正浩君）

その閉校の中には300万円の事業の内訳があるわけですよね。そういう中で地域ができるものと、そしてまた、市が支援していくものというのがあるようにはじめに想定するんですけども、そういうものの項目分けをして、100万円というふうに出しているのか再度ちょっと確認いたします。

○教育部長（上小園拓也君）

今の林元課長から説明ありましたけれども、福山中のときに70万円の補助をしておりました。それが10年近くたつてることで一つはまず物価高騰等いろいろございますので、当時と同じ70万円という経費では難しいのではないかということと、今の委員のほうから、行政が行うものと、市が実行委員会を行うものということでしたけれども、今回の分については、全て実行委員会が行う経費に対しての補助ということで、市のほうでは対象経費という考え方で、例えば役務費であるとか消耗品だとか、そういうものは補助対象の経費にしましょうとか、あるいは、例えば具体的に言いますと、実行委員会が配る記念品、これにつきましてはもう対象外とか、そういうものを精査しながら、100万円という金額を算出したところでございます。

○委員（松枝正浩君）

割合を30%弱であります。福山の例を見ながらということも分かりますけど、もう少し上げてもよかつたのかなというふうに思っております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで教育部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時08分」

「再開 午後 1時08分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議会事務局の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○議会事務局事務局長（西敬一朗君）

議案第68号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第5号）の議会費について、ご説明します。補正予算書の3ページ、一般会計補正予算に関する説明書31~32ページ、補正予算等説明資料1ページです。議会費予算現額 3億535万4,000円に対し、93万5,000円を増額し、補正後の総額を3億628万9,000円とするものです。内容は、議場に設置している議会中継用カメラ4台のうち1台が故障したため、適切な映像配信ができるようカメラの修繕が必要となりました。緊急を要する修繕であったので、既存予算を振り替えて行いましたが、この既存予算振替分の経費を補正計上するものです。以上で説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（藤田直仁君）

この直接予算じゃなくて、前回、全協の部屋がエアコンが壊れたっていうのはちらっと聴いていた

のですが、あの修理費というのは、別にこの議会のほうで見る必要はない予算ということで理解してよろしいでしょうか。

○議会事務局事務局長（西敬一朗君）

全協室の空調等に関しては、庁舎管理費ということで、総務費になります。

○委員（前島広紀君）

予算に関して質問なんですが、4台のカメラのうち1台が故障したということなんですが、まずこの1台の年数というか、それとほかの3台も同じ年数なのかをお伺いします。

○議事調査課主幹（有村真一君）

4台、議場のカメラ入れておりまして、一番初めに入れたのは、平成24年、13年前に議場のカメラ4台変えております。そのうち令和4年に1台、同じく故障しております。そのときに1台は変えております。今回の壊れたカメラとはまた別のものです。そちらが1台壊れまして交換しました。今回、令和7年に1台また壊れたという状況になります。

○委員（野村和人君）

今の答弁によると、4台のうち、あと2台は13年前だということになると思いますけども、壊れてからというよりは、壊れる前に補修していくってほしいなというふうに思います、そのような見解、また、このマイクシステムについても、壊れたり、調子が悪いというふうにお聴きしてます。どのように考えていらっしゃるか教えてください。

○議事調査課主幹（有村真一君）

議場改修のほうを近々考えておりまして、その中でも議場内のカメラ、中の設備等、あともちら委員会室のほうの設備等も一新する予定であります。一応、今、事務局内での協議では令和8年、来年度、設備等を入れ替える予定にはしております。それで多分、既存の今回交換しますカメラ等はまだ使えると思いますので、議場改修のときは、2台のカメラは使えるようにということで依頼をする予定です。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで議会事務局への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時13分」

「再開 午後 1時14分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

議案第68号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、保健福祉部所管の予算の概要について、説明いたします。今回の補正予算の主なものとしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連事業として、物価高騰等に直面する訪問介護施設への支援に要する経費を計上したほか、霧島市立医師会医療センターにおいて、検診を受診する市民に対してのPET-CT検査費用補助や質の高い医療サービスを提供するために必要な経費を計上しました。そのほか、社会福祉総務管理事務事業、介護保険特別会計繰出金、児童福祉総務管理事務事業、生活保護総務管理事務事業、保健衛生総務管理事務事業において、国県支出金の確定に伴う償還金等を計上するものです。詳細については、担当課長等がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿介護課長（富田正人君）

はじめに長寿介護課関係予算について説明いたします。予算に関する説明書は7~10、13~14、23~24、39~40ページ、予算説明資料は2ページ、10ページです。予算説明資料2ページ、社会福祉総務費の社会福祉総務管理事務事業については、令和6年度低所得者保険料軽減負担金の国県支出金の

確定に伴う償還金計 149 万 6,000 円を計上しました。特例財源として、介護保険特別会計繰入金 149 万 6,000 円を充当しています。次に、介護保険特別会計繰出金については、職員給与の特別会計への繰出金 23 万 8,000 円を計上しました。次に、予算説明資料 10 ページ、社会福祉総務費のエネルギー等価格高騰対策支援事業については、令和 6 年度介護報酬改定により、特に影響を受けている集合住宅等を有しない訪問介護サービス事業所に対して、引き続き、健全で安定した運営を行うことができるよう支援する経費として 120 万円を計上しました。特定財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 90 万円を充当しています。以上で、長寿介護課関係の説明を終わります。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（富吉有香君）

続きまして、障害福祉課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は 7～12、17～18、39～40 ページ、予算説明資料は 2 ページです。予算説明資料 2 ページ、社会福祉総務費の社会福祉総務管理事務事業については、令和 6 年度特別障害者手当等給付費国庫負担金ほか 6 つの国県支出金の確定に伴う償還金計 1,618 万 6,000 円を計上しました。以上で、障害福祉課関係の説明を終わります。

○こども・くらし相談センター所長（藤田光治君）

続きまして、こども・くらし相談センター関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は 7～12、17～18、39～42 ページ、予算説明資料は 3～4 ページです。予算説明資料 3 ページ、社会福祉総務費の社会福祉総務管理事務事業については、令和 6 年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金ほか 1 つの国庫支出金の確定に伴う償還金計 386 万 6,000 円を計上しました。次に、予算説明資料 4 ページ、児童福祉総務費の児童福祉総務管理事務事業については、令和 6 年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金の確定に伴う償還金計 95 万円を計上しました。以上で、こども・くらし相談センター関係の説明を終わります。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

続きまして、子育て支援課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は 7～12、27～28、41～42 ページ、予算説明資料は 3 ページです。予算説明資料 3 ページ、児童福祉総務費の児童福祉総務管理事務事業については、令和 6 年度子育てのための施設等利用給付費国庫負担金ほか 10 の国県支出金の確定に伴う償還金計 3,836 万 5,000 円を計上しました。特定財源として、保育対策総合支援事業費補助金返納金を 3 万 3,000 円、保育士等処遇改善臨時特例交付金返納金 11 万 6,000 円を充当しています。以上で子育て支援課関係の説明を終わります。

○生活福祉課長（笹峯毅志君）

続きまして、生活福祉課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は 9～10、43～44 ページ、予算説明資料は 4 ページです。予算説明資料 4 ページ、生活保護総務費の生活保護総務管理事務事業については、令和 6 年度生活保護費国庫負担金ほか 1 つの国庫支出金の確定に伴う償還金計 1 億 5,856 万 1,000 円を計上しました。以上で、生活福祉課関係の説明を終わります。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

続きまして、健康増進課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は 7～10、27～28、45～46 ページ、予算説明資料は 5 ページです。予算説明資料 5 ページ、保健衛生総務費の保健衛生総務管理事務事業については、令和 6 年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金ほか 9 つの国庫支出金の確定に伴う償還金計 1,402 万 8,000 円を計上しました。以上で、健康増進課関係の説明を終わります。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

最後に、保健福祉政策課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は 7～10、13～14、45～46、67～68 ページ、予算説明資料は 10 ページ、12 ページです。予算説明資料 10 ページ、健康増進費の各種がん検診事業については、物価高騰により経済的負担が増加している中、受診控えを防ぎ、健康に不安を抱える市民が高度検査を受けやすくなるために、PET-CT 検査の補助経費として、200 万円を計上しました。特定財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 150 万円を充

当しています。次に、予算説明資料 12 ページ、病院事業費の市立医師会医療センター運営事業については、エネルギー等の価格高騰の影響により光熱費が増大し、厳しい経営を強いられています。そこで、今後も市民に安心・安全で質の高い医療サービスを提供するために、光熱費の一部を支援する経費として、1,025 万 7,000 円を計上しました。特定財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 760 万円を充当しています以上で、議案第 68 号令和 7 年度霧島市一般会計補正予算（第 5 号）の保健福祉部関係予算の説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

それでは保健福祉政策課にお尋ねをいたします。この新規事業等の説明の中ではあります、また口述でもありましたこの P E T – C Tへの助成、50 人に対して 200 万円ということではありますけれども、もともとの検査費用が 13 万 2,000 円ということでそのうちの 4 万円を助成するということではありますけれども、この 13 万 2,000 円のうちの 4 万円、この 4 万円の根拠、どのような経緯を経て、この 4 万円という数字が出てきたのかお示しいただけますか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

金額の 4 万円につきましては、市町村職員共済組合のがん検診助成単価が 4 万円ということで、そちらを参考しております。ちなみに本市の国民健康保険及び後期高齢のがんに対する助成金については、5 万円が上限となっているところでございます。6 月 2 日から開始した P E T 検査の件数、2 月までの受診率を 100 名と見込み、そのうちの 50 名を助成対象がない方への助成ということで見込んで計上しております。

○委員（松枝正浩君）

それから、同じく保健福祉政策課ですけれども、高熱水費、医療センターへの物価高騰に対する支援ということで、光熱費の一部を支援するということでありまして、こちらも資料の提示がなされています。この一部というのがどのような意味合いなのか、どのものに対しての一部なのか。そしてまた、この資料の中には光熱費 3,365 円、1 床あたりということがありますけど、ここを少し御説明していただいてよろしいでしょうか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

今の御質問の件なんですけど、病院事業会計のときに合わせて御回答させていただいてよろしいでしょうか。[38 ページに答弁あり]

○委員（藤田直仁君）

同じく P E T – C T 検査の費用助成事業のことについてなんですが、一応 6 月から新たに開始したというふうに書いてあるんですが、今、見込みが 2 月までが 100 名ということだったですかね。今、6 月、7 月、8 月までもし実績が出ていれば、月ごとに教えていただけませんでしょうか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

6 月が 2 名です。7 月が 4 名、8 月が 4 名ということで、6 月から 8 月までに一応 10 名、今、検査を実施いただいているところです。

○委員（藤田直仁君）

始めたばかりなので、まだ普及していないしというところもあるんでしょう。こういう助成の事業することによって、またそこの認知度も上がってくるのかなと思うんですが、事業内容のところに、同検査の受診率向上を図るというふうな形で、今回の事業を取り入れると書いてありますが、ほかには何か受診率の向上を図る上で施策しているものというのがあればお示しください。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

この P E T – C T の導入につきましては、2 月に新病院が開院しまして、今まで、鹿児島市内だったりとか、都城だったりとか、市内にないということで行かれていた方が、地元にできたということで、これまでもちろん市のホームページだったりとか、病院のホームページだったりとか、最近はイ

ンスタグラムだったりとかフェイスブックとかも使ってやってますし、もちろん市の広報誌だったりとかでPRしているところなんんですけど、一つの受診率向上で関平鉱泉水も3本、今回は20周年記念のボトルという形でそちらをPRしながらやらせていただいているところなので、また、今、助成金も今度、出す形になれば、またそれをまたPRする形でまたFMきりしまさんとかでもまた周知を図りながら、受診率向上に努めていきたいと思っております。

○委員（藤田直仁君）

手前みそでとても恥ずかしいんですが、一般質問で、PET-CTのふるさと納税の商品化というのもちょっと私は訴えたんですけど、その辺りの検討というのは何か進んでいるのでしょうか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

今回、このPET-CTの検査を始める前に、もちろん議員から提案がありましたふるさと納税のほうも検討はしたんですけど、今、1週間に月曜日と火曜日の午後からの1枠しか検査ができないという状況で、まずは地元の方とか、今、受けられない方を中心に、受診率向上を伸ばして、まだ枠が増えていけば、そういうふるさと納税のほうにも対応していきたいなという形で思っているところです。

○委員（藤田直仁君）

あと、これが成立した場合は、いつから開始する予定で考えていらっしゃいますか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

10月3日の議決後から助成対応していきたいと思っております。

○委員（野村和人君）

関連して今のPET-CTの件ですが、実施する背景や課題のところには、霧島市民の利便性向上やと記載がございます。市民に限定されているのか確認をさせてください。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

今回の助成については、市民に特定する形で、対象要件を住民票の確認とか、そこら辺も踏まえた形で実施する方向になっております。

○委員（前川原正人君）

先ほど、障害福祉課長のほうの口述の中で、3ページになりますけれども、令和6年度、特別障害者手当等給付費国庫負担金ほか六つの国庫支出金の確定に伴う償還金、計1,618万6,000円ということでおっしゃったんですけども、これはなぜこのような状況に至ったのか。その経緯をお知らせいただけますか。

○障害福祉課長兼こども発達サポートセンター所長（富吉有香君）

国県補助金に関しては、見込みで計上しております、国県に申請しておりますけれども、実績に伴って、例えば、障害者自立支援給付費、福祉サービスのほうが、報酬改定等がありまして、かなり多額な金額を見積もっておりますけれども、補正以降も、さほど利用者が増えなかつたため、このような形で返す形になっております。

○委員（前川原正人君）

それと同じ趣旨の質疑になるんですが、先ほどの、こども・くらし相談センターの中での口述で、償還金が計386万6,000円というふうに口述されたわけですけれども、これも国庫支出金の確定に伴うということですが、ここに至った経緯をお示しいただけますか。

○こども・くらし相談センター長（藤田光治君）

生活困窮者の自立支援事業費につきましては、この経費の主なものは、生活困窮の相談員さんの報酬とか手当等が主なものになります、相談支援員が年度途中で退職いたしまして、補充ができなかったことによる残が大きいところでございます。

○委員（前川原正人君）

同じ趣旨の質問になるんですが、子育て支援課のほうでも、施設等利用給付費国庫負担金ほか10の国県支出金の確定に伴う償還金、これが3,836万5,000円という予算計上になっていますが、これ

に至った経緯をお示しいただけますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

他の課と同様に、基本的には、国県補助金の確定という形になります。各全部で11の事業があるわけですけれども、負担金の事業につきましては、国のはうも概算で交付をしておりますので、翌年度精算ということになります。一部補助金につきましては、国のはうが概算申請までの申請をして、その後実績を、今年で言えば令和7年度に実績の報告をする形になりますので、その時点では額が確定していないということになります。状況において、実績見込みの算出に当たっては、それぞれ国が示した方法、若しくは市で独自で積算した方法、それぞれあるんですが、それを精査しながら、現状に至ったという形になります。

○委員（前川原正人君）

私が聴いている範囲ですけれども、例えば保育士関係の費用等については、雇用が伴って、それに對して国庫補助等があると。それが、これは例ですけど、200万円ほど返しなさいと。いきなり言つてはこないんでしょうけど、ちゃんと説明があって、そういう償還してくださいということで言われたんだけれども、それだったら、最初の段階で、ある意味、たくさん支出をするのではなくて、少なめに支出しておいて、その償還金を少しでも減らしてもらったほうが、経営的には楽なんですよねというそんな話も出ているわけですね。ですからそこは国庫補助等が入りますと、確かに課長がおっしゃるように、複雑な部分がたくさんあるんですよ。でも、支出してもらうほう、もらう側は、少しでも多いほうがいいけど、今度は返納となると、やはりそこはまた、経営にも左右する部分があるということで、もう少し工夫はできないんでしょうかというようなことも出てるんですが、そういうところも少しあは検討といいますか、加味したほうがよいのではないかというような話もあるんですが、いかがなものなんでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（村岡新一君）

今回の質問の内容につきましては、償還金の中の子どものための教育保育給付費のことについて該当すると思うんですけども、基本的にはこちらにつきましては、各月の1日の状況で概算の申請、正しくは精算の申請になるんですけども、その状況に応じた申請をしていただく形になります。ただしながら、その後、子どもが入れかわったり、例えば退園をされたり、新しく入ってきたり、そういう場合につきましては、翌月、もしくは制度が新しくなって、例えば国が人勧を示して、それに基づいて、それぞれの公定価格が変わったりする場合があります。そのような形成を想定しながら予算としては組んでいき、また、その内容については、各施設から請求をもらって支出をする形になりますので、委員が御指摘されたとおり、可能な限り園のほうの請求書に沿って、また園のほうに後々負担がないような形で取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

同じ趣旨の質疑なりますけれども、口述書の6ページ、生活福祉課ですが、これも償還金1億5,856万1,000円ということで、結構なお金が償還することになるわけですが、これに至った経緯をお示しいただけますか。

○生活福祉課長（筮峯毅志君）

金額が多くなっておりますけれども、令和6年度の見込みにつきましては、令和4年度及び令和5年度の決算後、参考に計上しているところでございます。令和5年度までにつきましては、扶助費が年々増加ということで、傾向にあったところでございまして、令和6年度についても、増加の見込みで予算計上をしているところでございました。実際、6年度の決算につきましては、扶助費が減っております。その関係で、償還がこのように多額というふうになっているところでございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、これはそれぞれ保護世帯というのは状況が全部違いますので、一概に一くくりに画一的に論じられないという性格を持っているわけですけれども、大体概算では何世帯ほどぐらいまでの償還金ということになるわけですか。

○生活福祉課長（笹峯毅志君）

具体的な世帯数につきましてはこの償還では分からんのですけれども、実際、世帯数でいえば、36世帯減っております。保護人数でいうと、72名減っているところでございます。この関係で扶助費も同じく減ったというところでございます。

○委員（前川原正人君）

同じ趣旨の質疑になるんですが、健康増進課のほうで、先ほどコロナワイルスワクチンの接種対策費で国庫負担金ほか九つの国庫支出金の確定に伴う償還金と、1,402万8,000円ということですが、この経緯、これに至った経緯をお示しいただけますか。

○健康増進課長（鮫島真奈美君）

健康増進課の分についても、国のほうに概算要求をしておりまして、概算より、実際の見込みより実績が少なかったことによるものでございます。この一番上の接種体制国庫負担金とか、3番目の接種体制確保事業国庫補助金、このあたりについてはワクチン接種を市町村で行っていたときのものに対して、概算で要求していたものに対して、実績に基づいて返還という形になっております。

○委員（池田綱雄君）

保健福祉政策課にお尋ねいたします。この8ページに、市民が高度な検査を受けやすくするために、P E T – C T 検査の補助経費として200万円を計上しましたとありますね。今、当初予算とか今でもP E T 検診には助成をしていますよね。さらに増やすということですか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

P E T – C T の今回の助成については、さらに増やすのではなくて、国民健康保険、後期高齢に対しては5万円という助成があるんですけど、後期高齢のほうは今ちょっと上限までいってないんですけど、そのほかの社会保険へ加入されている方で、助成がない保険の方々も、この検査を受けられれば、この4万円の助成を受けられるという形で、そういう方も救ってあげる形の助成金であります。

○委員（池田綱雄君）

現在受けている5万円、これが増えるということではないんですね。分かりました。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

はい、今現在、出ている助成に5万円増えるわけでもありませんし、助成を受けた方はもう二重で受けることはできないことになります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで保健福祉部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時43分」

「再開 午後 1時45分」

△ 議案第69号 令和7年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第69号、令和7年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

議案第69号令和7年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要について、説明いたします。今回の補正は、令和6年度介護保険特別会計の決算に伴う国、県、一般会計への負担金、補助金の返納及び介護給付費準備基金への積立金を計上するもので、歳入歳出それぞれ3億3,134万3,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億3,021万1,000円とするものです。

詳細については、長寿介護課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿介護課長（富田正人君）

長寿介護課に関する令和7年度介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。予算書は1～3ページ、予算に関する説明書は4～17ページ、予算説明資料は、1ページです。それでは、予算説明資料に沿って説明いたします。予算説明資料1ページ、一般会計繰出金については、令和6年度決算に伴う一般会計への繰出金2,933万円を計上しました。繰出金の内容は、介護給付費、地域支援事業費、事務費及び低所得者保険料軽減負担金の法定負担分を、決算額の確定により、一般会計へ返納するものです。次に、介護給付費準備基金積立金は、令和6年度決算に伴う余剰金を霧島市介護給付費準備基金に積み立てるため、2億3,866万5,000円を計上しました。次に、償還金については、令和6年度介護給付費、地域支援事業費の実績額確定に伴う国、県に対する返還金であり、内訳については、記載のとおりで、合計6,334万8,000円を計上しました。以上で説明を終わります。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

今課長のほうが口述をしていただきましたところの部分なんですけれども、少し補足的に説明していただきたいんですが、介護給付費地域支援事業事務費及び低所得者保険料軽減負担の法定負担分を決算額の確定によりというところありますけれどもここを少し詳細に説明していただいてよろしいですか。

○長寿介護課長（富田正人君）

介護給付費に関しましては予算の額で、国の方に要求しております。今回決算につきまして不用額のほうが3億908万1,420円と出たことにより国の方の補助金とかも当然減額なります。その分を精算したという形になります。それを一般会計のほうに返納するという形はです。

○委員（松枝正浩君）

それと介護給付費の準備基金への積立金が2億3,866万5,000円とありますけれども、この金額を積み立てることによっての今、持っている基金の総額ですね。幾らぐらいになるのかお示し頂きますか。

○長寿介護課長（富田正人君）

基金の総額ですけれども令和7年5月末の基金残高は15億7,641万2,370円です。もう一度繰り返します。基金残高15億7,641万2,370円。こちらが7年5月末の基金になります。今回の6年度の決算に伴う、2億3,866万5,598円の積立てを積立てた。令和8年5月末の基金残高は約16億1,000万円を見込んでおります。

○委員（前川原正人君）

これですよ。今年の今基金残高の件なんですが、決算書では13億9,000万ぐらいでしたかね、出ているんですけど、それから見たときに、出納閉鎖時では15億7,000万、正確には15億7,641万2,370円ということでおっしゃったんですが、結局は出納閉鎖時の何ていうんでしょう。過ぎている部分がありますよね。出納閉鎖時から現在までにおける流れですよね。経過をしてるわけですよ。時間がたってるわけですよ。会計は3月31日まででみるとんだけど、しかしお金の流れは5月31日で1回閉めますよね。決算として。その上に、今回、給付金の介護給付費準備基金積立金を2億3,866万5,000円ということになりますので、今おっしゃった大体16億1,000万円ぐらいになるんだというそういう理解でよろしいんですか。

○長寿介護課長（富田正人君）

そのような理解になります。

○委員（前川原正人君）

大まかに言っていい部分と詳細に言っていい部分があるんですけど。実際現在高が決算でみたとき

には 13 億 9,105 万 705 円なわけですよ。今回のこの 2 億 3,866 万 5,000 円を足すと、16 億 2,972 万円ということになるわけですね。ですから先ほどおっしゃった、8 年度の 8 年度というよりも、来年の 3 月時点でもみたときには 16 億 1,000 万円ぐらいになるよというそういう理解でいいんですか。

○長寿介護課長（富田正人君）

先ほど申しました 16 億 1,000 万円につきましては 8 年 5 月末の、はい。今回の 2 億 3,866 万 5,993 円の積立てにつきましてはまず令和 8 年 5 月の出納閉鎖前に積立てと計画どおりの基金取崩しを 2 億円行った後の金額になります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで議案第 69 号、令和 7 年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1 時 5 分」

「再開 午後 1 時 5 分」

△ 議案第70号 令和 7 年度霧島市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 70 号、令和 7 年度霧島市病院事業会計補正予算（第 1 号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

議案第 70 号令和 7 年度霧島市病院事業会計補正予算（第 1 号）について、その概要を説明します。この補正予算は、霧島市立医師会医療センターの光熱費に対して行われる物価高騰対策支援事業補助金を一般会計から受入れるための予算を計上するものです。詳細については、保健福祉政策課特任課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますようお願いします。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

議案第 70 号令和 7 年度霧島市病院事業会計補正予算（第 1 号）について、説明します。病院事業会計補正予算（第 1 号）の 1 ページです。ただいま部長から説明がありましたとおり、今回の補正予算は、霧島市立医師会医療センターの増大する光熱費に対して行われる物価高騰対策支援事業補助金を、一般会計から受入れるための予算を計上するものです。第 2 条における、収益的収入及び支出の詳細をご説明いたします。補正予定額 1,025 万 7,000 円としています。2 ページ令和 7 年度霧島市病院事業補正予算（第 1 号）実施計画をお開きください。収益的収入の病院事業収益については、医業外収益の補助金に 1,025 万 7,000 円を追加計上しております。病院事業の診療報酬は国によって定められておりますが、現在の診療報酬制度では物価高騰分を診療報酬に転嫁することができず、厳しい経営状況となっていることから、指定管理料に含まれる光熱費の負担軽減を図るため、物価高騰対策支援事業補助金 1,025 万 7,000 円を追加計上しております。3 ページは、令和 7 年度の予定キャッシュ・フロー計算書になります。今回の補正分 1,025 万 7,000 円を一番下にある 6 資金期末残高に追加し、年度末残高を 4 億 2,456 万円と見込んでいます。続きまして 4 から 5 ページは、令和 7 年度の予定貸借対照表になります。左側の資産の部は、2 流動資産の（1）現金預金に、右側の資本の部は、7 剰余金の（2）利益剰余金ハ当年度未処理欠損金に、それぞれ今回の補正分 1,025 万 7,000 円を追加しています。6 ページ以降は、参考資料となっており、先ほど説明した実施計画と同様の内容となりますので、省略いたします。以上で、令和 7 年度霧島市病院事業会計補正予算（第 1 号）についての説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

先ほど部全体の中で質問をした際にこの企業会計の中でということでございましたので改めてお聴きをいたしますけれども、先ほどのこの口述の中でもありました光熱費の一部を支援するということあります。この一部というのがどのような意味合いなのか。そしてまたこのポンチ絵の中にあります1床あたり3,365円とありますけれども、この金額の根拠ですね。これはどのような算出をなされて御提示なさっているのかお示しいただけますか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

まず光熱費の一部の助成の件ですが、電気料の現在7月までの電気料の請求額が4,500万円ほど請求があります。これを1年間いきますと1億を超えてくるという形で、この部分の一部を助成する形になります。また3,365円の根拠につきましては、昨年のですね12月5日付けで厚生労働省からの事務連絡を参考に積算しておりますと、令和6年度もこの物価高騰の光熱水の助成金は補正をしていましたところですけど、3,365円掛ける254床の12か月で算定しているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

オール個室にした場合のこれは金額ですよね。オール個室にしなかった場合はどれぐらいになる。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

今現在、新病院が2月に開院しますけど、まだ解体されてない病院もあったりしまして、昨年旧病棟と新療棟と電気料が発生してたんですが、昨年度のですね実績で令和6年度が大体9,900万ぐらいの電気料の実績になっております。今年度も旧病棟と新病棟と両方、電気料まだ発生してるとこなんんですけど7月でですね解体、旧病棟の電気料というのはもう終わってますので、8月から旧病棟については発生しないということになりますのでこれから新病棟の分の電気の分が発生していく形になりますけど、やはり旧病棟からすると新病棟は建物自体も大きくなっていますし旧病棟は3階建てでしたけど6階建てになってますし、もちろん先ほど全室個室っていうのありましたけど全体的な形で新病棟については電気料が上がってる形になります。

○委員（前川原正人君）

1点お聴きをおきたいのが、病院事業会計というのは基本的に言えば独立採算ということが前提にはなってるんですが、今年の3月時点での全員協議会での話の中で経営コンサルティングの委託をしていくんだということで話があったわけですね。独立採算が確かに理想ではありますけれども、やはり地域医療を守るという点ではですね一般会計から繰入れたりとか様々努力もされていらっしゃると思うんですが、やはり今回の予算については、物価高騰対策ということなんですねけれども、やはり将来的にはもう全て独立採算ということでの計画という、そういうことでの取組をやっていくんだという理解でよろしいですか。

○保健福祉政策課特任課長（徳永健治君）

今議員御指摘がありましたとおり全国的に公立病院の経営は厳しいということで約9割の病院が赤字経営になっているということで問題になってますけど、医療センターにつきましても経営厳しい状況ですけどそのためにはコンサルタントを入れまして、本年度からまずは現状分析が終わりました。これから実行支援ですね、独立採算に向けての病院の中で経営改善しながら独立採算を担っていく形を持っていく。さらに市のほうも繰入れ等しながらですね支援をしていく形をとれるようにですね、これからまた臨んでいく形に努めていくことになります。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではないようですので、これで議案第70号、令和7年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時04分」

「再開 午後 2時07分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理を行います。

△ 議案第68号 令和7年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（久木田大和君）

議案第68号令和7年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（有村隆志君）

今回の補正予算は議案第68号、令和7年度霧島一般会計補正予算第5号については、今回の補正予算は物価高騰等緊急対応策第3弾に要する経費や定額減税補足給付金給付事業不足額給付に要する経費のほか、令和6年度決算等に基づく国・県への償還金や地方自治法の規定に基づく令和6年度決算剰余の積立てを主なものとしていますと、歳入につきましては特定財源として国県支出金、市債等を一般財源としまして国・県からの過年度分について追加交付金、繰越金等を計上して、また、緊急に必要なものの補正予算が組まれていましたので、市民にとって大事な予算というふうに考えております。これは妥当なものかというふうに考えています。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は今回の一般会計補正予算第5号に対しまして、反対の立場で討論に参加をいたしたいと思います。今回の補正予算は、決算余剰金に基づく積立てやエネルギー等価格高騰対策支援事業など、歳出予算をも含まれており、訪問介護事業者への支出など、これらに反対をするものではございません。反対する理由といたしまして、議案第66号でありましたように、これは産業建設常任委員会に付託をされている議案で、財産処分についての部分でございますけれども、これに伴います収入で、売払い金が4,550万円が含まれております。予算常任委員会の中でも明らかになりましたとおり、水源涵養林としての役割を担っている側面もあります。そして国分で3,523戸、福山地区は524戸、計4,047戸の水に關係することが明らかになっております。また、処分後は、協定書もあるわけすけれども、業者任せになっているのではないかということも懸念されるところであります。このことから、この売払い収入が含まれている予算には賛成ができないと同時に、産業建設常任委員会でも同様の態度をとっていることもありますので、そのことを申し述べて、私の反対の討論といたします。

○委員長（久木田大和君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（松枝正浩君）

私は議案第68号、令和7年度霧島市一般会計補正予算第5号について、賛成の立場で討論をいたします。今回の補正予算につきましては、物価高騰緊急対応策第3弾ということで各種においての施策での補正が組まれていたり、そしてまた、令和6年度決算における国庫補助事業等の精算における償還金、そしてまた、足らないものについては追加をするなど、この措置、そしてまた、あわせまして、決算剰余金の積立ても行われているという流れの中でおおむね市民生活をサポートする予算になっているのではないかというふうに考えております。そして、先ほど反対でもありましたこの議案にも挙げられております財産の売払いにつきましては、この未利用地の財産の積極的な処分と歳入確保とい

う視点については評価できるものの、条件として、この土地については産廃それから太陽光については駄目ですよというふうに条件を出されているわけです。水源涵養の視点からいきますと 4,000 戸に当たる影響があるということありますけれども、この辺についてはしっかりと注視をし、市民生活を守るという視点からも行政当局においては、しっかりと監視をしていただきながら、この業務を進めていただくことをお願いをしまして賛成討論といたします。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第 68 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者 9 名であります。賛成多数と認めます。したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 69 号 令和 7 年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○委員長（久木田大和君）

議案第 69 号令和 7 年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 69 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 70 号 令和 7 年度霧島市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

○委員長（久木田大和君）

議案第 70 号令和 7 年度霧島市病院事業会計補正予算（第 1 号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第 70 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（久木田大和君）

これで議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合はその内容を御発言ください。

○委員（松枝正浩君）

議案第70号の霧島市病院事業会計の補正予算ということで、先ほど議論の中にもありましたように経営の部分を安定的に持っていくというところで医療コンサルも入れているところでありますけれども、今後、答弁にもありましたように、実効的なところをしていくというところで、さらに、コンサルをまた入れまして安定的な部分にもっていっていただきたいなというところをお願いしたいと思います。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではただいまの意見を盛り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。これで予算常任委員会を閉会します。

「閉会 午後 2時18分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 予算常任委員長

久木田 大和